平成二十二年財務省令第二十二号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規

号及び第八号並びに第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)第二条第一項第七 行規則を次のように定める。

法律(以下「法」という。) 第二条第一項第二号又は第四号から第八号までに規定する法人税関用額明細書」又は「適用実態調査」とは、それぞれ租税特別措置の適用状況の透明化等に関する第一条 この省令において「法人税関係特別措置」、「法人税申告書」、「事業年度」、「適用額」、「適 係特別措置、法人税申告書、事業年度、適用額、適用額明細書又は適用実態調査をいう。

第二条 法第二条第一項第六号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ 当該各号に定める金額とする。

以下)の金額 度の月数を乗じて計算した金額)以下(次に掲げる法人にあっては、それぞれ次に定める金額 百万円(当該事業年度が一年に満たない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該事業年 の二第一項又は第二項の規定 これらの規定の適用を受ける事業年度の所得の金額のうち年八 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」という。)第四十二条の三

掲げる法人を除く。) 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十六条第六項に規定する中小通算法人(ハに 同条第七項に規定する軽減対象所得金額

する場合に限る。)の規定により読み替えられた法人税法第六十六条第三項に規定する軽減 の三の二第三項第二号の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えて適用 えられた同条第一項の表の第三号の第四欄又は措置法第六十八条第一項(措置法第四十二条 対象所得金額 措置法第四十二条の三の二第三項第二号に規定する協同組合等 同号の規定により読み替

た同条第一項の表の第四号の第四欄に規定する軽減対象所得金額 措置法第四十二条の三の二第三項第四号に規定する法人 同号の規定により読み替えられ

九

り同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除し 条第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。)から控除さ る場合を含む。)の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額(同 れる金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定によ 措置法第四十二条の四第一項、第四項、第七項又は第十三項(同条第十八項において準用す

三 措置法第四十二条の六第一項から第三項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定

とされた部分に相当する金額を控除した金額) ある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成すること 対する調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用が 措置法第四十二条の六第二項又は第三項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に措置法第四十二条の六第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされ た部分に相当する金額を控除した金額 する調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある 措置法第四十二条の九第一項又は第二項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対

措置法第四十二条の十第一項又は第二 一項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める

措置法第四十二条の十第一項の規定

同項に規定する特別償却限度額

は、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合に法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合に 分に相当する金額を控除した金額) 措置法第四十二条の十第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前

る金額 措置法第四十二条の十一第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め

措置法第四十二条の十一第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

口

分に相当する金額を控除した金額) は、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合に 措置法第四十二条の十一第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整

定める金額 措置法第四十二条の十一の二第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に

t

措置法第四十二条の十一の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされ た部分に相当する金額を控除した金額) 調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場 措置法第四十二条の十一の二第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する

定める金額 措置法第四十二条の十一の三第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に

八

措置法第四十二条の十一の三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場上、措置法第四十二条の十一の三第二項の規定、同項の規定により各事業年度の所得に対する 合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされ た部分に相当する金額を控除した金額)

る場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとさ対する調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用があ れた部分に相当する金額を控除した金額) 措置法第四十二条の十二第一項又は第二項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に

は、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合に に相当する金額を控除した金額) 措置法第四十二条の十二の二第一項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調

れ次に定める金額 措置法第四十二条の十二の四第一項から第三項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞ

口 ることとされた部分に相当する金額を控除した金額) 適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成す 所得に対する調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規 措置法第四十二条の十二の四第二項又は第三項の規定(これらの規定により各事業年度措置法第四十二条の十二の四第一項の規定)同項に規定する特別償却限度額(定

十二 措置法第四十二条の十二の五第一項から第四項までの規定 これらの規定により各事業年 ることとされた部分に相当する金額を控除した金額) の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成す 度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項

措置法第四十二条の十二の六第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次

措置法第四十二条の十二の六第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

た部分に相当する金額を控除した金額) 合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされ 調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場 措置法第四十二条の十二の六第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する

げる区分に応じそれぞれ次に定める金額 措置法第四十二条の十二の七第一項から第八項まで、第十項又は第十一項の規定 次に掲

措置法第四十二条の十二の七第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別

償却限度額

二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整 の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十 措置法第四十二条の十二の七第四項から第八項まで、第十項又は第十一項の規定 これら

前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

措置法第四十三条の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額措置法第四十三条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

措置法第四十四条の三第一項の規定措置法第四十四条の二第一項の規定 措置法第四十四条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額 同項に規定する特別償却限度

措置法第四十四条の四第一項又は第二項の規定 これらの規定に規定する特別償却限度額 措置法第四十四条の五第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額 同項に規定する特別償却限度額

度額 措置法第四十五条第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限

二十三 措置法第四十五条の二第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却

限度額 措置法第四十六条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

定(同条第三項第二号に係る部分を除く。) 同条第一項に規定する特別償却限度額 有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法 おいて「平成三十一年改正法」という。) 附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を一十五 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号。以下この条及び第四条に 十八号イ及び第四条において「平成三十一年旧措置法」という。)第四十七条の二第一項の規 (第一

措置法第四十八条第一項の規定措置法第四十七条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

額として政令で定める金額に加算された次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項に規定す一十八 措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定 これらの規定に規定する普通償却限度 る特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 同項に規定する特別償却限度額

る平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項の規定(同条第三項第二号に係る部分を除 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされ

第四十八条までの規定 十二条の十二の六第一項、第四十二条の十二の七第一項から第三項まで又は第四十三条から二条の十一の二第一項、第四十二条の十一の三第一項、第四十二条の十二の四第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十二十二条の十二の十二条の十二の十二条の十二の十二条の十二の

二十九 措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、 る区分に応じそれぞれ次に定める金額 第十一項又は第十二項の規定 次に掲げ

第一項又は第十一項に規定する特別償却限度額 措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定 前号イ又は口に掲げる規定に係る同

口 第二項又は第十二項に規定する特別償却限度額に満たない金 措置法第五十二条の三第二項又は第十二項の規定 前号イ又はロに掲げる規定に係る同条

> 併等特別償却準備金積立不足額 措置法第五十二条の三第三項の規定 前号イ又は口に掲げる規定に係る同項に規定する合

措置法第五十五条第一項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される

金額

三十三 措置法第五十七条の五第一項又は第十二項の規定 これらの規定により損金の額に算入三十二 措置法第五十七条の四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額 三十一 措置法第五十六条第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

三十四 措置法第五十七条の六第一項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入さ

される金額

れる金額

三十七 三十六 三十五 措置法第五十七条の八第一項又は第九項の規定 措置法第五十七条の七の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額措置法第五十七条の七第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額 これらの規定により損金の額に算入さ

三十八 措置法第五十八条第一項、第二項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算 れる金額 入される金額

三十九 金額 措置法第五十九条第一項又は第二項の規定 これらの規定により損金の額に算入される

四十一 措置法第六十条第一項又は第二項の規定 これらの規定により損金の額に算入され四十 措置法第五十九条の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額 る

金額

四 十 十 三 二 四 四十十五四 金 額 措置法第六十一条の三第一項の規定措置法第六十一条の二第一項の規定 措置法第六十一条第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額 措置法第六十四条第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される 同項の規定により損金の額に算入される金額同項の規定により損金の額に算入される金額

四十七 措置法第六十五条第一項、第三項、第五項又は第十項の規定 次に掲げる区分に応じそ用する措置法第六十四条第九項の規定により損金の額に算入される金額 四十六 条第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十四条の二第八項において準第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する措置法第六十四 措置法第六十四条の二第一項、第二項、第七項又は第八項の規定 同条第一項若しくは

れぞれ次に定める金額 イ 措置法第六十五条第一項又は第五項の規定 これらの規定により損金の額に算入され

口 算入される金 措置法第六十五条第三項の規定 同項において準用する次に掲げる規定により損金の額に

措置法第六十四条第一項又は第九項の規定

措置法第六十四条の二第一項又は第二項の規定

(4) (3) (2) 措置法第六十四条の二第七項において準用する措置法第六十四条第一項の規定

措置法第六十五条第十項の規定 措置法第六十四条の二第八項において準用する措置法第六十四条第九項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

令 係る譲渡利益額(同項に規定する譲渡利益額をいい、当該譲渡利益額に係る法人税法施行 措置法第六十五条第十項第一号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に (昭和四十年政令第九十七号)第百二十二条の十二第五項に規定する調整済額がある場

条第十項第一号に規定する計算した金額を控除した金額 合には、当該調整済額を控除した金額とする。(2)において同じ。)から措置法第六十五

係る譲渡利益額 措置法第六十五条第十項第二号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に

三十二年政令第四十三号)第三十九条の三第六項の規定 これらの規定により損金の額に算入四十八 措置法第六十五条の二第一項、第二項若しくは第七項又は租税特別措置法施行令(昭和 される金額

四十九 措置法第六十五条の三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

れる金額 一 措置法第六十五条の五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額措置法第六十五条の四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額 措置法第六十五条の七第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入さ 措置法第六十五条の五の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

五十四 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第六十九条第十 う。)第六十五条の八第七項又は第八項の規定 同条第七項において準用する平成二十九年旧 第九項の規定により損金の額に算入される金額 効力措置法第六十五条の八第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七 特別措置法(以下この条及び第四条第二項第一号において「平成二十九年旧効力措置法」とい |項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税

第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する措置法第六十五五十五 措置法第六十五条の八第一項、第二項、第七項又は第八項の規定 同条第一項若しくは 条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十五条の八第八項におい て準用する措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

五十七 措置法第六十五条の九の規定 同条に規定する交換をした場合における措置法第六十五 五十六 平成二十九年旧効力措置法第六十五条の九の規定 同条に規定する交換をした場合にお ける平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八の規定により損金の額に算入される金額 条の七又は第六十五条の八の規定により損金の額に算入される金額

五十八 措置法第六十五条の十第一項又は第四項の規定 これらの規定により損金の額に算入さ れる金額

措置法第六十六条第一項又は第四項の規定 これらの規定により損金の額に算入される

六十二 措置法第六十六条の十一の二第一項の規定 特定業績連動給与の 措置法第六十六条の十第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額 措置法第六十六条の十一第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額 同項の規定の適用を受ける同項に規定する

六十三 措置法第六十六条の十一の三第一項又は第二項の規定 次に定める金額 次に掲げる区分に応じそれぞれ

収益事業(同法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。)に係る寄附金の額とみなされ る法人の同項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条第五項の規定によりその 措置法第六十六条の十一の三第一項の規定 同項に規定する認定特定非営利活動法人であ

以下同じ。)が支出した同項の規定により読み替えられた法人税法第三十七条第四項に規定 のない社団等及び同条第二十九号の二に規定する法人課税信託の受託者である個人を含む。 する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の 措置法第六十六条の十一の三第二項の規定 法人(法人税法第二条第八号に規定する人格

> 六十四 措置法第六十六条の十一の四第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ

開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた同項に規定する欠損金額に相当する 法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入される金額から当該金額のうち各事業年度 金額を控除した金額 措置法第六十六条の十一の四第一項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税

法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入される金額 措置法第六十六条の十一の四第二項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税

措置法第六十七条第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額 措置法第六十六条の十三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金

措置法第六十七条の四第一項から第五項まで、第九項又は第十項の規定 同条第一項措置法第六十七条の三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額措置法第六十七条の二第一項の規定 その事業年度の所得の金額

規定により損金の額に算入される金額、同条第二項(同条第九項において準用する場合を含 入される金額又は同条第四項若しくは第五項の規定により損金の額に算入される金額 む。)若しくは第三項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により損金の額に算

七十一 措置法第六十七条の六第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定 七十 措置法第六十七条の五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金 式投資信託の収益の分配の額

七十二 措置法第六十七条の七第一項の規定 支配目的株式等に係る配当等の額 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特例非

七十四 七十三 (適用額明細書の記載事項等) 措置法第六十七条の十五第一項の規定措置法第六十七条の十四第一項の規定 措置法第六十八条の三の三第一項の規定措置法第六十八条の三の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金同項の規定により損金の額に算入される金 同項の規定により損金の額に算入される金額 同項の規定により損金の額に算入される金額

第三条 法第二条第一項第七号に規定する財務省令で定める事項は、 に掲げる事項とする。 同号の法人税申告書に係る次

いう。) の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号を その法人の名称、納税地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号

その法人の事業年度の開始の日及び終了の

その法人の行う事業の属する業種

六 五 四 その法人の事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額

その法人の事業年度の所得の金額又は法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額

その法人の事業年度において適用を受ける法人税関係特別措置に関する次に掲げる事項 措置法の条項

当該法人税関係特別措置の適用額

適用額明細書の様式は、別記様式のとおりとする。

3 又は一部の事項を削ることができる。 国税庁長官は、前項の別記様式の様式について必要があるときは、 所要の事項を付記すること

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成二十二年政令第六十七号。 次項において「令」という。)第二条第二号に規定する財務省令で定める規定は、 次に掲げる規

平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる (同条第三項第二号に係る部分に限る。) 規定

- りなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第八十六条第四項の規定によ
- りなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十 五条第二項の規定 所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)附則第五十条第八項の規定によ
- 三条の二第一項の規定 りなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)附則第四十二条第二項の規定によ
- の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十三条の規定による改正前 所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第四十八条第一項又は第二項
- 令第二条第十一号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。 の租税特別措置法第四十五条第三項又は第四十六条第一項の規定
- 十五項を除く。)又は第六十五条の九の規定 平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八 (第九項、第十一項、第十二項、第十四項及び第
- (適用実態調査の実施に関する細目) 平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項(同条第三項第二号に係る部分を除く。)の規定 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる
- 第五条 適用実態調査 (法第四条第一項の規定に基づき行うものに限る。) は、 を集計することにより行うものとする。 三月三十一日までの間に終了する事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書に記載された事項 置ごとに、法第五条第一項第一号に規定する適用者数又は適用総額について、四月一日から翌年 法人税関係特別措
- せた区分別に行うものとする。 本金の額若しくは出資金の額の階級別若しくは法人の所得の金額の階級別又はこれらを組み合わ 前項の場合において、その集計は、当該法人税関係特別措置の適用を受けた法人の業種別、

(報告書の作成方法)

- げる事項(前条第一項に規定する適用実態調査に係るものに限る。)は、前条の規定により集計第六条 法第五条第一項に規定する適用実態調査の結果に関する報告書に記載すべき同項各号に掲 された事項に基づくものとする。
- あるときは、これらの同額である適用額につき同順位を付すものとする。この場合において、同法第五条第一項第二号の規定により順次その順位を付す場合において、法人の適用額が同額で 上となるときは、当該第一順位の適用額)とする。 た場合の第一順位から当該十以上となる順位までに該当する各適用額(第一順位の適用額が十以 号に規定する高額適用額は、その順位を付した適用額が十以上となるまでの適用額に順位を付
- する適用者数が十に満たない場合には、第一順位から最も小さい適用額に付した順位までに該当 する各適用額とする。 法第五条第一項第二号に規定する高額適用額は、法人税関係特別措置ごとの同項第一号に規定
- の法人税関係特別措置の高額適用額には、 合において、当該高額適用法人が他の法人税関係特別措置の高額適用法人であるときは、 た番号、記号その他の符号をいう。以下この項において同じ。)を記載するものとする。この場 された適用額明細書を提出した法人をいう。以下この項において同じ。)の報告書用法人コード 額をいう。以下この項において同じ。)及び高額適用法人(高額適用額に該当する適用額が記載二号に掲げる事項については、法人税関係特別措置ごとの高額適用額(同号に規定する高額適用 (法人ごとに、その名称に代えて、当該法人を識別することができないようにするために付され 法第五条第一項に規定する適用実態調査の結果に関する報告書を作成する場合における同項第 同一の報告書用法人コードを記載する。 当該他

月一日から施行する この省令は、平成二十二 |年四月一日から施行する。 ただし、 第五条の規定は、 平成二十四年四

> | 2 この省令の施行の日から平成二十二年九月三十日までの間における第二条の規定の適用につい 条第百十五号中「第六十八条の五十九第三項」とあるのは「第六十八条の五十九第二項」とす ては、同条第三十八号中「第五十七条の十第三項」とあるのは「第五十七条の十第二項」と、 る。 同

附 則 (平成二二年四月一二日財務省令第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日) (平成二三年六月三〇日財務省令第三八号

- 第一条 この省令は、 る日から施行する。 公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
- 戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項及び国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項及び国際戦略総合特別区域に革新設備等を取得した場合の法人税額の保界投資のエラを 得の特別控除の項の改正規定、様式第二の記載要領第四号の表沖縄の特定中小連結法人が経営 項に係る部分に限る。)、同表沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除の の次に次のように加える改正規定(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特第四号の表沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項 号とし、同号の次に二号を加える改正規定(第九号に係る部分に限る。)、様式第一の記載要領し、同号の次に二号を加える改正規定(第六十号に係る部分に限る。)、同条第七号を同条第八 る。)、同条第五十一号の改正規定、同号を同条第七十四号とし、同号の次に一号を加える改正 号を同条第百二十一号とし、同号の次に二号を加える改正規定(第百二十二号に係る部分に限 控除の項の改正規定(総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の施行の日 分に限る。)及び同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特 業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除の項の次に次のように加える改正規定 特例の項に係る部分に限る。)、同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所 の次に次のように加える改正規定(国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税 別償却の項及び国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 の次に次のように加える改正規定(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の 規定(同条第七十四号の次に一号を加える部分に限る。)、同条第四十二号を同条第五十九号と 号とし、同号の次に二号を加える改正規定 (第百七十一号に係る部分に限る。)、同条第八十四 分に限る。)及び同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別(国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例の項に係る部 第二条第百二十七号の改正規定、同号を同条第百八十四号とし、同号の次に一号を加える改 規定(同条第百八十四号の次に一号を加える部分に限る。)、同条第百十九号を同条第百七十 項の
- 二 第二条第百十九号を同条第百七十号とし、同号の次に二号を加える改正規定(同条第百七十 る部分(第六十号に係る部分を除く。)に限る。) 平成二十四年一月二十五日 を同条第五十九号とし、同号の次に二号を加える改正規定(同条第五十九号の次に二号を加え 号の次に二号を加える部分(第百七十一号に係る部分を除く。)に限る。)及び同条第四十二号
- 三 第二条第九十八号の改正規定、同号を同条第百四十六号とし、同号の次に一号を加える改正 良賃貸住宅の割増償却の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定 高齢者の居 正規定、同項の次に次のように加える改正規定、様式第二の記載要領第四号の表高齢者向け優 る部分に限る。)、様式第一の記載要領第四号の表高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の項の改 を同条第三十五号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第三十五号の次に一号を加え 規定(同条第百四十六号の次に一号を加える部分に限る。)、同条第二十一号の改正規定、 住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施
- 兀 号に係る部分に限る。)、 第二条第九十一号を同条第百三十三号とし、同号の次に四号を加える改正規定(第百三十五 同条第十四号を同条第二十二号とし、 同号の次に四号を加える改正規

臨時措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十九号)の施行の日 途米穀加工品等製造設備の特別償却の項の次に次のように加える改正規定 電気通信基盤充実 備の特別償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表新用 (第二十四号に係る部分に限る。)、様式第一の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から附則第一条第四号に定める日の前日 規則」という。)第二条の規定の適用については、同条第二十三号中「第四十四条の四第一項」 あるのは「第六十八条の二十六第一項」とする。 とあるのは「第四十四条の五第一項」と、同条第百三十四号中「第六十八条の二十五第一項」と までの間における改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則(以下「新

4

ては、同様式の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項中「第44条の 施行日から附則第一条第四号に定める日の前日までの間における新規則様式第一の適用につい

4第1項」とあるのは、「第44条の5第1項」とする。

5

の特別控除の項中「法規別表十(六)」とあるのは、「法規別表十(八)」とする。 ては、同様式の記載要領第四号の表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得 施行日から附則第一条第一号に定める日の前日までの間における新規則様式第一の適用につい

ては、同様式の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項中「第68条の 行日から附則第一条第四号に定める日の前日までの間における新規則様式第二の適用につい

25第1項」とあるのは、「第68条の26第1項」とする。

(平成二三年一一月二二日財務省令第七八号)

(平成二十三年法律第四十九号)附則第一条第二号に定める日(平成二十三年十一月二十四日)この省令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律

例による。 について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の による適用額明細書は、法人のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条の規定及び様式第一

(施行期日) 則 (平成二四年一月二五日財務省令第九号) 抄

十四年一月二十五日から施行する。 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 ただし、附則第三条の規定は、 平成一

施行規則(以下「新規則」という。)第二条の規定並びに様式第一及び様式第二による適用額明第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の四に規定す等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日(以下第三項までにおいて「施行日」という。)以 及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例度に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度に係る法人税の申告 る連結法人をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の施行日以後に終了する連結事業年 細書は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団

始した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。 法人の施行日以後に開始する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に開 特例の項及び特定の医療法人の法人税率の特例の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、 様式第一(記載要領第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項、中小企業等の貸倒引当金の 新規則第二条第一号、第二号、第六十一号、第六十二号、第百六号及び第百七号の規定並びに

3 び第二百二十九号の規定並びに様式第二(記載要領第四号の表中小企業者等である連結法人の法 新規則第二条第百二十五号、第百二十六号、第百八十二号、第百八十三号、第二百二十八号及

> 業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項にお の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度に係る法人税の申告については、 て同じ。)が施行日以後に開始する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、連結法人 人の法人税率の特例の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、連結法人の連結親法人事 人税率の特例の項、中小連結法人等の貸倒引当金の特例の項及び特定の医療法人である連結親法

あるのは、「平成二十三年十二月改正法附則第六十三条第一項の規定により読み替えられた措置 法第四十二条の十三第一項」とする。 号、第六号、第七号及び第九号から第十二号までの規定中「措置法第四十二条の十三第一項」と 十三条第一項の規定の適用がある場合における新規則第二条の規定の適用については、同条第三 (平成二十三年法律第百十四号。次項において「平成二十三年十二月改正法」という。) 附則第六 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法

第百三十六号までの規定中「措置法第六十八条の十五の三第一項」とあるのは、「平成二十三年 の規定の適用については、同条第百二十七号、第百三十号、第百三十一号及び第百三十三号から(平成二十三年十二月改正法附則第八十条第一項の規定の適用がある場合における新規則第二条) 項」とする。 十二月改正法附則第八十条第一項の規定により読み替えられた措置法第六十八条の十五の三第一

則 (平成二四年四月一三日財務省令第四一号)

から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

改正規定 平成二十四年七月一日 載要領第四号の表原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項の次に次のように加える る改正規定(同号の次に一号を加える部分に限る。)、様式第一の記載要領第四号の表原子力保 険又は地震保険に係る異常危険準備金の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記 に一号を加える部分に限る。)、同条第五十七号を同条第六十二号とし、同号の次に一号を加え 第二条第百七十八号を同条第百八十八号とし、同号の次に一号を加える改正規定

一 第二条第六号の改正規定、同条第百三十号の改正規定、同号を同条第百三十五号とし、 る規定の施行の日 ルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)附則第一条第三号に掲げ 設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定「電気事業者による再生可能エネ 減推進設備等を取得した場合の特別償却の項の改正規定及び同表エネルギー環境負荷低減推進 の法人税額の特別控除の項の改正規定、様式第二の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低 した場合の特別償却の項の改正規定、同表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合 を加える改正規定、様式第一の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得 の次に一号を加える改正規定(同号の次に一号を加える部分に限る。)、同条第六号の次に一号

2 条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成二十四年四月一日以後に終了 式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二 年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による 法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業 する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法 人をいう。以下同じ。) の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条の規定並びに同令様

附 則 (平成二四年九月二八日財務省令第五八号)

0 日(平成二十四年十月一日)から施行する。 この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律 (平成二十四年法律第三十号) の施行

則 (平成二四年一〇月三一日財務省令第六三号) 抄

ط

あ

る

0)

は

附 則 (平成二五年四月一二日財務省令第三〇号

この省令は、公布の日から施行する。

第 項 項 第

附 則 (平成二六年四月一四日財務省令第四二号)

(施行期日)

(経過措置) 男一条 この省令は、公布の日から施行する。 「経過措置」 この省令は、公布の日から施行する。 ただし、第二条第三十八号を同条第百五十一号とする部分を除く。)は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正号を同条第百五十一号とする部分を除く。)及び同号の次に一号を加える改正規定(同条第三十八号を同条第三十九号とする部分を除く。)及び第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三十八号を同条第三十九号とし、第一条

項 項 第 僧 第

第二条 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則(以下「新規則」とい第二条 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則(以下「新規則」とい第二条 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則(以下「新規則以下」をいる法律施行規則(以下「新規則以下」をいる法律施行規則(以下「新規則以下」をいる法律施行規則(以下「新規則以下」をいる法律施行規則(以下「新規則以下」をいる法律施行規則(以下「新規則以下」をいる法律施行規則(以下「新規則」とい

別償却準備金)(第43条の2第1項)」とあるのは「第11項(特別償却準備金)」と、
と、新規則様式第一の記載要領第四号の表耐震基準適合建物等の特別償却の項中「第11項(特
二十四号及び第百三十六号中「又は第二項の規定
これらの規定」とあるのは「の規定 同項」
五年法律第三十一号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新規則
2 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から港湾法の一部を改正する法律(平成二十
2 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から港湾法の一部を改正する法律(平成二十

(特別償却準備金) (第43条の2第2項) (第52条の3第2項、第3項又は第12項)	却準備金)(第43条の2第2項) 第52条の3第1項又は第11項(特別償)。	第43条の2第2項(償封費)	第3項又は第12項
2 0 3 0 5	$\begin{bmatrix} 2 & 0 \\ 2 & 0 \\ & 5 \end{bmatrix}$	2 0 1 ₀ 5	$\begin{bmatrix} 2 & 0 \\ 0 & 0 \\ & 5 \end{bmatrix}$
額とは規別表十六(九)「9」の欄の金	額	(五)「30」の欄の金額 十六(三)「32」の欄又は別表十六 (四)「28」の欄又は別表十六 別表十六(三)「36」の欄、別表	短 (九)「9」の欄の金

∜52条の3第2項、第3項又は第12項(特別 0 0 5 2 法規別表十六(九)「9」	の欄の金額	0			償却準備金)
	_	0 5	(特 別	3項又は第12	3 第 2

(特別償却準備金)(第68条の17第1項)」とあるのは「第11項(特別償却準備金)」と、」と、新規則様式第二の記載要領第四号の表耐震基準適合建物等の特別償却の項中「第11項」

の	る	り と あ
	06 額	頃(特別償却準備金)(第68条の17第2
法規別表十六(九)「9」の欄の金	1 0 5	男68条の41第2項、第3項又は第12
	05	[却準備金](第68条の17第2項)
法規別表十六(九)「8」の欄の金	1 0 5	堺68条の41第1項又は第11項(特別
(五)「30」の欄の金額	0	
(四)「28」の欄又は別表十六		
十六 (三)「32」の欄、別表十六	L	
別表十六(二)「36」の欄、別表	0 4	
法規別表十六(一)「32」の欄、	1 0 5	男68条の17第2項(償却費)
		垻)
	0 3 額	垻(特別償却準備金)(第68条の17第1
法規別表十六(九) 19」の欄の金	1 0 5	R68条の41第2項、第3項又は第12│

とする。

(第52条の3第2項、第3項又は第12項(特)004 法規別表十六(九)「9」の欄の2第3項第3号)	と 2条の3第2項、第3項又は第12項(特 0 0 4 4 7条の3第2項、第3項又は第12項(特 日 0 0 5 2 8 3 9 3 9 3 9 3 9 5 3 9 3 9 5 9 4 7 8 0 2 第 3 9 3 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9	_												
る	5 5 5 4		却準備金)(第3項又は第12項(特	(第47条の2第3項第3号)	(特別償却				3 時)	(償却費) (同条第3項第	の2第3項第3号)		特
表十六(九)「9」の欄ののののののののののののののののである。 表十六(九)「36」の欄の金額のでは別のでは別のでは別のである。 またが(九)「8」の欄の金額のでは別のでは別のでは別のである。 またが(九)「9」の欄の金額の金額の金額のでは別のである。 またが(九)「9」の欄のののののでは別のでは別のである。 またが(九)「9」の欄のののでは別のでは別のでは別のでは別のでは、またが、(九)「9」の欄ののでは、10~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~	金額 金額 金額 (九)「9」の (大規別表十六(九)「9」の (大規別表十六(九)「8」の欄又表十六(九)「8」の欄又表十六(九)「8」の欄の(大規別表十六(九)「8」の欄の(大規別表十六(九)「8」の欄の(大規別表十六(九)「9」の	る	4	0	4 0	0				3 9	O		7	О
は	欄 欄 金 は 、欄 の 欄は の の 額 別 別 、欄 の		金額	法規別表十六(九)「9」の欄の	金額	法規別表十六(九)「8」の欄の	(五)「30」の欄の金	(回	`	、別表十六 (二)「36」の欄、	法規別表十六(一)「32」の欄		金額	法規別表十六(九)「9」の欄の

に改める部分を除く。)、同条第四十五第七号とする部分を除く。)、同条第-	_	`				と			
二 第二条第十七号を同条第七号とし、年一月一日	6 0 2 0 3	年旧措置法	の7第1項の表の第5号)くは第9項又は平成26年	第1項の1	5 若	の9(平成26年旧措置法第6年旧措置法第65条の7第1項	(平成26年	第65条の9	
様式第一の表の改正規定及び様式から施行する。	_ _ , は	の		る		あ	と]
第一条 この省令は、公布の日から施行む(施行期日)	į į	I		9	第 (1	の第5号)	
附 則 (平成二七年四月一五日財書については、なお従前の例による。	2 0 0 0 5 3 5 6	1月 1月 1日 措置法	(第65条07第1項の表の第5号) 項又は平成26年旧	第1項のお第9項又は	第55条7	第1頁告 ごは第9頁又は第65条の7第1(平成26年旧措置法第65条の7第1項若しくは第91	第1頁書 入 (平成26年 措置法第65	第65条の9平成26年旧	
こついて適用し、の省令の施行の日の省令の施行の日本の租税特別の租税特別の租税特別の租税特別の租税を持続の利益を表す。	のつう 項いの	等の課税の特例に関連書の適用に	映えの場合: 成二十六年	資産の買換は式第二に	表 一及び袋 東一及び袋	は、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定の資産の買換えの場合等の課税は、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定の資産の買換えの場合等の課税での日の前日までの間における新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の	第一の記載語の間におけ	新規則様式ないの前日まで	4 は行 1 、の K
1.この省合は、丁女手売こづける寺屋の一時、則(平成二六年七月九日財務」とする。	+ 2 6 年 国	ままり 9る。 第3項、平成		条の35第と、「第6	(第8号)	「通行」へのですができます。というでは、これでは、これでは、はないでは、は、推置法第68条の35第3項」とあるのは「第68条の35第3項」とする。第3号」とあるのは「第47条の2第3項第3号」と、「第68条の35第3	3 5 第 3 項 3 年 3 7 4 7 7 8 4 7	遺骨 4 の間前 1 日本のののである。 とあるの	措第
法第68条の80(平成26年旧措法第68条の80)(平成26年旧措	の2第3項のは「第6	法第47	6年旧措置 の35第1	7、平成 2 第 6 8 条	9項第4号	35第1項」と、「第47条の2第3項第4号、「第68条の35第1項、平成26年旧措置法第	で」と、「第1の35第1項		8条の
	額「9」の欄別表十六	4 (九) (九) 規	[措置 6 0 0	(平成25年旧措置		法第47条の2第3項第3号))(平成25年旧措置法第68条の35第3項第68条の41第2項、第3項又は第12項	条の2第3項第3号))の41第2項、第3項の41第2項、第3項		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
預の長り第5号) 第68条の79第1項若しくは第3	」っは	0	_	る		あ	と		 1
			の金額	2 4	第3号)	(第68条の35第3項第3号)	1	別償却準備金)	<u> </u>
	「9」の欄	九	-	\dashv	2項(特	第3項又は第12	41第2項、第	第68条の4	
	- 8 - - - - -	(h	一の金額を持た	2 1 3 0 5	(特別償去準	3項第3号)(第11項(特	08条の35第3項第3541第1項又は第11項	備金)(第68条の35第3項第3号)第68条の41第1項又は第11項(
法第68条の80(平成26年旧措 平成26年旧措置法第68条の78		4	+-]	1		ē	.1
文の言目昔量に等うらそう。	六 (五) 「30」	が表十六(五)-	欄又は別表十二人						
()		別表十六(三)	欄、別表						
	3 3 6 2 0 0	==	欄法	2 1 2 0 5	(同条第3項第	(償却費) (同条	35第1項(※	3号) 第68条の3	***
法第68条の80(平成26年旧措 平成26年旧措置法第68条の78					第 の 2 第	3項第3号))	十 成 2 5 年 E	3項第3号))	
			の金額	6 0	68条の	7		別償却準備金)	
」と、新規則様式第二の記載要領第四126年12指置法	「9」 の欄	十六(九)	法規別表-	1 0 4	2項(特	第2項、第3項又は第12項(特		第68条の41	
成26年	項 「中	の	却	貨		Ø	物等		建
_ と あ	特定再開発 現第3号」	新規則様式第二の記載要領第四号の表特定再開発平成26年旧措置法第47条の2第3項第3号」	の記載要領措置法第4-	新規則様式第二の平成26年旧措置	4r	「第47条の2第3項第3号」と、」と、「第47条の2第3項第4号、	- 7条の2第- 第47条の	とあるのは「第4の2第1項」と、	とのあっ
	は「第47条	とあるのは	2第1項」	747条の	措置法第	平成26年旧措置法第47条の	「第47条の2第1項、)、「第47条	ر ا ا
第65条の8第1項若しくは第2項第65条の9(平成26年旧措置法	の金額	「9」の欄の金額 法規別表十六(4	7 0 7 0 4	項第3号) (特別償却準備	第3項第一4項(特別	金)(平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号)第52条の3第2項、第3項又は第12項(特別償却	年旧措置法第2項、第0	金)(平成25年旧措)第52条の3第2項、	
平成26年旧措置法第65条の8第			-						1
									_

0)

四号の表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項中

措置法第68条の78第1項の表の第5号) 9第1項若しくは第3項又は平成26年旧措置 る 0) 1 6 1 3 は

務省令第六五号

*第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。 の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成

《年度又は連結事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書透明化等に関する法律施行規則第三条第一項の規定は、こ 業年度又は連結事業年度の法人税申告書に係る適用額明細

財務省令第四八号)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第二の表の改正規定並びに次条第四項の規定 平成二十八

に改める部分を除く。)、 同条第四十五号への改正規定(「第四十二条の十一第一項」の下に「、 3十八号の改正規定(「法人税の額」を「調整前法人税額」 同号の次に一号を加える改正規定(同条第十七号を同条

正規定並びに次条第二項の規定 地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第次のように加える改正規定及び同表雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項の改次のように加える改正規定(「(同項に規定する調整前連結税額をいう。)」を削る部分を除く。)同条第百三十号の改正規定(「(同項に規定する調整前連結税額をいう。)」を削る部分を除く。)同条第百三十号の改正規定(「同項に規定する調整前連結税額をいう。」」を削る部分を除く。)同条第百三十号の改正規定(「同項に規定する調整前連結税額をいう。」」を削る部分を除く。)同号の次に一号を加える改正規定(同項に規定する調整前連結税額をいう。」」を削る部分を除く。)、同号の次に一号を加える改正規定(同項に規定する調整前連結税額をいう。」」を削る部分を除く。)、同号の次に一号を加える改正規定(同項に規定する調整前連結税額をいう。」」を削る部分を除く。)、同号の次に一号を加える改正規定(同項に規定する調整前連結税額をいう。」」を削る部分を除く。)、同号の次に一号を加える改正規定(同項に規定する調整前連結税額をいう。」とする部分を除く。)、同条第百二十九号を同条第九十三号とし、第四十二条の十二第一項」を加える部分に限る。)、同条第百二十九号を同条第九十三号とし、第四十二条の十二第一項」を加える部分に限る。)、同条第百二十九号を同条第九十三号とし、第四十二条の十二第一項。

3

号)の施行の日

四第二条第五十五号の改正規定、同条第百六十七号の改正規定、様式第一の記載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項の改に「第68条の54第1項」の次に「又は第8項」を加える部分に限る。) 電気事業改正規定(「第68条の54第1項」の次に「又は第10項」表原子力発電施設解体準備金の項の改正規定(「第57条の4第1項」の次に「又は第10項」四 第二条第五十五号の改正規定、同条第百六十七号の改正規定、様式第一の記載要領第四号の

第二条 法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等 限る。)に係る部分に限る。)に掲げる規定の適用を受けた場合における旧規則第二条第百二十七 法第六十八条の三十五第一項(平成二十五年旧措置法第四十七条の二第三項第三号に係る部分に 改正法附則第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年旧措置 は第百五十八号(同条第百五十一号、第百五十七号又は第百五十八号にあっては、平成二十五年 前に終了した連結事業年度において旧規則第二条第百二十七号、第百五十一号、第百五十七号又 び連結法人(法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。)が同日 場合における旧規則第二条第十五号、第三十九号、第四十五号又は第四十六号に定める適用額及 年法律第二十六号。以下この項において「平成二十五年旧措置法」という。)第四十七条の二第 するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二 おいて「平成二十五年改正法」という。)附則第六十七条第八項の規定によりなおその効力を有 十六号にあっては、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号。以下この項に 措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則(以下この項において「旧規則」という。)第 を含む。以下同じ。)が平成二十七年四月一日前に終了した事業年度において改正前の租税特別 二条第十五号、第三十九号、第四十五号又は第四十六号(同条第三十九号、第四十五号又は第四 項(同条第三項第三号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)に掲げる規定の適用を受けた 第百五十一号、第百五十七号又は第百五十八号に定める適用額については、なお従前の例に

した場合の法人税額の特別控除の項までに係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前の表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項から雇用者の数が増加加した場合の法人税額の特別控除の項までに係る部分に限る。)及び様式第二(記載要領第四号号の表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項から雇用者の数が増第二条第八号、第九号、第九十四号及び第九十五号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四第二条第八号、第九号、第九十四号及び第九十五号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四第二条第八号、第九号、第九十四号及び第九十五号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四

お従前の例による。 法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、な法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る 条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了

「お規則第二条第五十五号(ハに係る部分に限る。」、第八十二号、第百四十一号(ハに係る部分に限る。)及び第百六十七号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の項(「第68条の72第10項」の号の表換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の項(「第68条の72第10項」の号の表換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の項(「第68条の72第10項」の開に係る部分に限る。)及び保政会で取得した場合の課税の特別の項(「第65条第10項」の欄に係る部分に限る。)及び保証書記録

6 7年旧措置法第68条の35第1項」とあるのは「第68条の35第1項」と、「第47条の2 築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)の項中「第68条の35第1項又は平成2 るのは「第47条の2第3項第3号」と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定都市再生建 二による適用額明細書の適用については、新規則第二条第二十七号中「又は第十四項の規定」と 第3項第3号又は平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」とあるのは「第47条の2第 項」と、「第47条の2第3項第3号又は平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」とあ 7条の2第1項又は平成27年旧措置法第47条の2第1項」とあるのは「第47条の2第1 領第四号の表特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)の項中「第4 あるのは「の規定」と、同条第三十号ハ中「、第十二項又は第十四項」とあるのは「又は第十二 行の日の前日までの間における新規則第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び様式第 3項第3号」とする。 「、第十二項若しくは第十四項」とあるのは「若しくは第十二項」と、新規則様式第一の記載要 この省令の施行の日から水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 「、第十二項又は第十四項」とあるのは「又は第十二項」と、新規則第四条第二項第四号中 同条第百十三号中「又は第十四項の規定」とあるのは「の規定」と、同条第百十六号ハ

る日から施行する。
る日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

地域再生法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第号)の施行の日地域再生法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第一号)の施行の日の記載要領第四号の表特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項の前に次の記載要領第四号の表特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項の前に次に一号を加える改正規定(同条第九十五号を同条第九十七号とする部分を除く。)、様式第一次に一号を加える改正規定(同条第九十五号を同条第九十七号とし、同号の一第二条第九号の次に一号を加える改正規定、同条第九十五号を同条第九十七号とし、同号の一

号を同条第百十七号とする部分を除く。)、同条第二十八号を同条第二十九号とし、

第二条第百十四号を同条第百十七号とし、同号の次に一号を加える改正規定

し、同号の次に(同条第百十四

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律のの申告については、なお従前の例による。

は事業年度に係る法人税の申告について適用する。 を場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第一た場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第一た場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第一た場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限立、新規則第二条第十号及び第九十八号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表認定地)

と

to.

0

人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係るの割増償却の項に係る部分に限る。) による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後用建物等の割増償却の項に係る部分に限る。) 及び様式第二(記載要領第四号の表倉庫用建物等3 新規則第二条第三十号及び第百十八号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表倉庫

申告については、なお従前の例による。事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に開始した事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の可用前に開始した事業年度に係る法人税の間に開始する五号に係る部分に限る。) による適用額明細書は、法人の平成二十八年四月一日以後に開始する五号に係る部分に限る。) による適用額明細書は、法人の平成二十八年四月一日以後に開始する 新規則様式第一(記載要領第三号、同第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項及び同第

四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備等の特別償却)の項中 規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則様式第一の記載要領第 「特定地域における電気通信設備の特別償却 施行日から国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の 部を改正する等の法律(平成二十八年法律第 信 性 向 設 (特定信頼性向上設備等の特別償却)」とあるのは 備 等 号)の施行の日の前日までの間における新 特 別 却 لح

	9	別償却準備金)(第44条の5第1項)
法規別表十六(九)「8」の欄の金額	0 0 5	第52条の3第1項又は第11項(特
の欄の金額		
「32」の欄又は別表十六(五)「30」		
六 (二)「36」の欄、別表十六 (三)	9	
法規別表十六 (一)「32」の欄、別表十	0 0 5	第44条の5第1項(償却費)
		第44条の5第1項)
	5 2	別償却準備金)(平成28年旧措置法
法規別表十六(九)「8」の欄の金額	0 0 4	第52条の3第1項又は第11項(特
の欄の金額		
「32」の欄又は別表十六(五)「30」		
六 (二) 「36」の欄、別表十六 (三)	5 1	項(償却費)
法規別表十六(一)「32」の欄、別表十	0 0 4	平成28年旧措置法第44条の5第1

頼性向上設備等の特別償却)の項中「特定地域における電気通信設備の特別償却 と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信 第52条の3第1項又は第11項 第1項 第44条の5第1項 (特別償却準備金) (第44条の5 (償却費) 0 2 0 1 4 5 4 5 法規別表十六 (九) の欄又は別表十六 法規別表十六 (一) (二)「36」の欄、 (五)「30」の欄の金額 「8」の欄の金額 別表十六 (三)「32」 $\frac{-3}{2}$ の欄、 (特定信頼性向 別表十六

| 平成28年旧措置法第68条の26第 | 1 0 4 | 法規別表十六(一)「32」の欄、別表 | 「設備等の特別償却)」とあるのは「特定信頼性向上設備等の特別償却」と、

								_						
と	1項)	(特別償却準備金)(第68条の26第	第68条の41第1項又は第11項				第68条の26第1項(償却費)	法第68条の26第1項)	(特別償却準備金) (平成28年旧措置	第68条の41第1項又は第11項			1項(償却費)	平成28年旧措置法第68条の26第
		7	1 0 5			7 3	1 0 5		3 5	1 0 4			3 4	1 0 4
る			法規別表十六	の欄の金額	「32」の欄又	十六(二)「36」の欄、	法規別表十六			法規別表十六	の欄の金額	「32」の欄又	十六 (二)「3	法規別表十六
Ø			法規別表十六(九)「8」の欄の金額		「32」の欄又は別表十六(五)「30」	別表十六	法規別表十六(一)「32」の欄、日			法規別表十六(九)「8」の欄の金額		「32」の欄又は別表十六(五)「30」	十六 (二)「36」の欄、別表十六 (法規別表十六(一)「32」の欄、日
₋ は					0	=	別表			E/\		0	=	別表

号を同条第百十九号とする部分を除く。)、同条第二十五号を同条第二十七号とし、同号の次に

第二条第百十二号を同条第百十九号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第百十二

			頁)
		3 5	(特別償却準備金) (第68条の26
	法規別表十六(九)「8」の欄の金額	1 0 4	第68条の41第1項又は第11項
額	の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額		
_	(二)「36」の欄、別表十六 (三)「32.	3 4	
ハ	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六	1 0 4	第68条の26第1項(償却費)

とする。

(施行期日) 則 (平成二八年九月一日財務省令第六二号)

一条 この省令は、公布の日から施行する。

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則様 税の申告については、なお従前の例による。 了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る法人 の施行日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に終 の申告及び連結法人(法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。) 式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る法人税

(平成二八年九月三〇日財務省令第七三号)

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

則 (平成二九年三月三一日財務省令第二五号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

じ。)のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第 及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、 年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告 二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業 人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条の規定は、法人(法 なお従前の例に 3

則 (平成二九年四月一四日財務省令第三八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、 る日から施行する。 公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

の11の3第2項」に改める部分に限る。)及び様式第二の記載要領第四号の表国際戦略総合した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定(「第42条の11の2第2項」を「第42条 を取得した場合の特別償却の項の改正規定、同表地方活力向上地域において特定建物等を取得 の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表地方活力向上地域において特定建物等 式第一の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額 を加える部分に限る。)、同条第八号の改正規定、同条第七号の次に一号を加える改正規定、様 号ホの改正規定(「第四十二条の十一の二第一項」の下に「、第四十二条の十一の三第一項」 十四の三第一項」を加える部分に限る。)、同条第九十四号を同条第九十九号とし、同号の次に 号を加える改正規定 (同条第九十四号を同条第九十九号とする部分を除く。)、同条第三十一 -別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改 第二条第百十九号ホの改正規定(「第六十八条の十四の二第一項」の下に「、第六十八条の 化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活 5

> 農業競争力強化支援法(平成二十九年法律第 割増償却の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定並びに次条第六項の規定 載要領第四号の表サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却の項の改正規定、同項の次に次 一号を加える改正規定(同条第二十五号を同条第二十七号とする部分を除く。)、様式第一の ように加える改正規定、様式第二の記載要領第四号の表サービス付き高齢者向け賃貸住宅の 号)の施行の日

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法 終Fをこそうもへも)™でよく™でで、ハーーーーの以て適用し、法人の同日前に終了した事日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事目40万と通緝法人をいう。以下同じ。)の同目4万と通緝法人をいう。以下同じ。)の同 業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告に 施行規則(以下「新規則」という。)第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適 ついては、なお従前の例による。 .社団等を含む。以下同じ。)の平成二十九年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税 |額明細書は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格の

2 新規則第二条第八号及び第百号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表地域経済 事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部 引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却の項及び地域経済牽引 後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。 法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以 業用機械等を取得した場合の特別償却の項及び地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業 分に限る。)及び様式第二(記載要領第四号の表地域経済牽引事業の促進区域内において特定事 、機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。) による適用額明細書は、

年旧措置法」という。)」とする。 法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条及び第四条において「平成二十九 「平成二十九年改正法」という。)」と、「平成二十九年旧措置法」とあるのは「平成二十九年改正 得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号。以下この条及び第四条において 条の規定の適用については、新規則第二条第三十二号中「平成二十九年改正法」とあるのは「所 この省令の施行の日から前条第二号に定める日の前日までの間における新規則第二条及び第四

るのは「附則第六十七条第九項又は第八十二条第十項」と、「第四十七条第一項若しくは第四 項第六号中「附則第六十七条第七項若しくは第九項又は第八十二条第八項若しくは第十項」とあ は第六十八条の三十五第一項」とあるのは「第六十八条の三十五第一項」と、新規則第四条第二 条第八項又は第十項」とあるのは「附則第八十二条第十項」と、「第六十八条の三十四第一項又 条の二第一項」とあるのは「第四十七条の二第一項」と、同条第百二十八号ホ中「附則第八十二 第七項又は第九項」とあるのは「附則第六十七条第九項」と、「第四十七条第一項又は第四十七 結事業年度に係る法人税の申告に係る新規則第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び 係る法人税の申告及び連結法人の同年四月一日から同号に定める日の前日までの間に終了する連 は」とする。 七条の二第一項又は第六十八条の三十四第一項若しくは」とあるのは「第四十七条の二第一項又 様式第二による適用額明細書の適用については、新規則第二条第三十六号ホ中「附則第六十七条 法人の平成二十九年四月一日から前条第二号に定める日の前日までの間に終了する事業年度に

日前に開始した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に開始する連結事業年度に係る法人税 新規則第二条第四十九号及び第百四十一号の規定は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始 ・申告について適用し、法人の同日前に開始した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の

受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は 0) |割増償却の項に係る部分に限る。) 及び様式第二(記載要領第四号の表事業再編計画の認定を 新規則様式第一(記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等

後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。 法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以

(平成二九年九月二九日財務省令第五七号)

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

2 税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の 同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、 七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人 成二十九年十月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同条第十二号の 和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平 子力発電施設解体準備金の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人(法人税法(昭 表原子力発電施設解体準備金の項に係る部分に限る。)及び様式第二(記載要領第四号の表原 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則様式第一(記載要領第四号 なお従前の例による。

則 (平成三〇年三月三一日財務省令第二七号)

(施行期日)

正規定(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び次条第二項の規定は、平成三十一年四月一第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に五号を加える改 日から施行する。

2

(経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 施行規則 る連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告につい 後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の二に規定す 四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日以 た連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。 て適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了し (以下「新規則」という。) 第四条の規定は、法人 (法人税法 (昭和四十年法律第三十 3

告について適用する。 事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申 新規則第四条第一項第七号及び第八号の規定は、法人の平成三十一年四月一日以後に終了する

則 (平成三〇年四月一三日財務省令第三七号)

(施行期日)

る日から施行する。 この省令は、 公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

様式第一の記載要領第五号の改正規定及び様式第二の記載要領第五号の改正規定 令和二年

の特別償却の項の前に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定 償却の項の前に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表公害防止用設備 く。)、同条第百二十九号への改正規定、様式第一の記載要領第四号の表公害防止用設備の特別 を「第六十八条の十五の八第一項」に改める部分に限る。)、同条第百四号の改正規定、同条第 規定、同条第百二号ロの改正規定、同条第百三号の改正規定(「第六十八条の十五の七第一項」 の改正規定、同条第九十九号ロの改正規定、同条第百号ロの改正規定、同条第百一号ロの改正 条の十五の八第一項」に改める部分に限る。)、同条第九十七号ロの改正規定、同条第九十八号 号の改正規定、同条第九十六号ロの改正規定(「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八 百五号ロの改正規定、同条第百六号ロの改正規定、同条第百七号の改正規定(「第六十八条の 十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改める部分に限る。)、同号を同条第百 号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第百七号を同条第百一号とする部分を除 第二条第十四号の次に一号を加える改正規定、同条第三十六号への改正規定、 (平成三十年法律第 生産性向上特別措 同条第九十五

> \equiv の施行の日 の特別控除の項の改正規定 した場合の特別償却の項及び地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額 償却の項及び地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の 様式第一の記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別 改正規定並びに様式第二の記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等を取得 地域再生法の一部を改正する法律(平成三十年法律第

(経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 いては、なお従前の例による。 告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日 い社団等を含む。以下同じ。)の平成三十年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申 用額明細書は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格の 施行規則(以下「新規則」という。)第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適 年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告につ 以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業

る法人税の申告について適用する。 後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係額の特別控除の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以 業活用設備を取得した場合の特別償却の項及び革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。)及び様式第二(記載要領第四号の表革新的情報産 情報産業活用設備を取得した場合の特別償却の項及び革新的情報産業活用設備を取得した場合の 新規則第二条第十五号及び第百二号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表革新的

号 律の一部を改正する法律(平成三十年法律第 則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則様式第一の記載要領第四 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)からエネルギーの使用の合理化等に関する法 の 表 高 度省エネ ルギー増進設備等を取得した場合の 号)の施行の日の前日までの間における新規 特別 償 却 の 項 中

ш. /	J /	\ _T	L	4	•	ری			
_									
とあ	金) (第42条の5第1項第3号)	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備	第42条の5第1項第3号(償却費)	金) (第42条の5第1項第2号)	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備	第42条の5第1項第2号(償却費)	金) (第42条の5第1項第1号)	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備	第42条の5第1項第1号(償却費)
る		0 0 6 2 0	0 0 6 1 9		0 0 6 1 8	0 0 6 1 7		0 0 6 1 6	0 0 6 1 5
の	の欄の金額	法規別表十六(九)「8」	特別償却限度額の欄の金額	の欄の金額	法規別表十六 (九)「8」	特別償却限度額の欄の金額	の欄の金額	法規別表十六 (九)「8」	特別償却限度額の欄の金額

償 ٤ 新規則様式第二 一の記載要領第四号の表高度省エネルギー 増進設備等を取得した場合の特別 中

附則第88条第1項の規定により読み替えて適用する租税 所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)

> 1 5 0

欄の金額

0

6

特別

償却限度

額の

特別措置法第42条の5第1項各号 (償却費)

第52条の3第1項又は第11項

(特別償却準備金

0 6 0

6

法規別表十六

九

「8」の欄の金額

第68条の41第1項(償却費)(第42条の5第1項 1060 法規別表十六(九) 第68条の10第1項(償却費)(第42条の5第1項 1060 特別償却限度額の欄の第3号) 第68条の10第1項(償却費)(第42条の5第1項第2号)) 1060 特別償却限度額の欄の第3号) 第68条の10第1項(償却費)(第42条の5第1項第2号)) 1060 法規別表十六(九)第1項(常3号) 第68条の10第1項(償却費)(第42条の5第1項第2号)) 1060 法規別表十六(九)第1項 第68条の10第1項(償却費)(第42条の5第1項第2号) 1060 法規別表十六(九)第2回標の欄の 第2回標の機の 第68条の10第1項(問力) 第2回標の金額 第2回標の金額 第2回標の金額 第2回標の金額 第68条の10第1項(問力) 第2回標の金額 第2回標の金額 第2回標の金額 第2回標の金額 第1項目 第2回標の金額 第2回標の金額 第2回標の金額 第2回標の機の金額 第2回標の機の金額 第2回期 第2回標の金額 第2回標の金額 第2回標の金額		「8」の欄の金額	3	(第68条の10第1項(第42条の5第1項第3号))
(償却費)(第42条の5第1項 1059 特別償却限度額の欄の金額 (償却費)(第42条の5第1項 1060 特別償却限度額の欄の金額 (償却費)(第42条の5第1項第1号)) 1060 特別償却限度額の欄の金額 又は第11項(特別償却準備金) 1060 法規別表十六(九) 又は第11項(特別償却準備金) 1060 法規別表十六(九) 金額 2 金額 日本額 1060 法規別表十六(九) 日本額 1060 法規		規	1 0 6 0	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)
(償却費)(第42条の5第1項 1059 特別償却限度額の欄の (償却費)(第42条の5第1項 (協力費)(第42条の5第1項 1059 法規別表十六(九) 又は第11項(特別償却準備金) 1060 特別償却限度額の欄の金額 (協力費)(第42条の5第1項 1060 法規別表十六(九) 支額 金額 (協力費)(第42条の5第1項 1060 法規別表十六(九) 支額 会額 (協力費)(第42条の5第1項 1060 法規別表十六(九) 支額 会額 会額 (協力費)(第42条の5第1項 1060 法規別表十六(九) (協力費)(第42条の5第1項 1060		金額	2	第3号)
条の5第1項第2号)) 1059 特別償却準備金) 1060 法規別表十六(九) 項(特別償却準備金) 1060 特別償却限度額の欄の金額 第42条の5第1項 1060 特別償却限度額の欄の金額 第9 1060 特別償却限度額の欄の金額 1060 1060 1060 1060 1060 <th></th> <th>特別償却限度額の欄の</th> <th>1 0 6 0</th> <th></th>		特別償却限度額の欄の	1 0 6 0	
「項 (特別償却準備金) 1060 法規別表十六(九) 「第42条の5第1項 1059 法規別表十六(九) 「第42条の5第1項 1060 特別償却限度額の欄の金額 「8」の欄の金額 「8」の欄の金額 「8」の欄の金額 「8」の欄の金額 「8」の欄の金額 「8」の欄の金額			1	
(第42条の5第1項 1059 特別償却限度額の欄の金額 (第42条の5第1項 1059 法規別表十六(九) (第42条の5第1項 1060 特別償却限度額の欄の金額 (第42条の5第1項 1060 特別償却限度額の欄の金額		規別表十六	1 0 6 0	(特別僧
(第42条の5第1項 1060 特別償却限度額の欄の金額 条の5第1項第1号)) 9 「8」の欄の金額 を額 金額 を額 金額	第	金額	О	第2号)
(特別償却準備金) 1059 法規別表十六(九) (特別償却準備金) 1059 法規別表十六(九) ※42条の5第1項 1059 特別償却限度額の欄の		特別償却限度額の欄の	1 0 6 0	第68条の10第1項(償却費)(第42条の5第1項
(特別償却準備金) 1059 法規別表十六(九) ※42条の5第1項 1059 特別償却限度額の欄の		「8」の欄の金額	9	
(償却費)(第42条の5第1項 1059 特別償却限度額の欄の		法規別表十六 (九)	5	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)
(償却費)(第42条の5第1項 1059 特別償却限度額の欄の		金額	8	第 1 号)
	2	特別償却限度額の欄の	1 0 5 9	

第68条の41第1項又は第11項 により読み替えて適用する租税特別措置法第42条の5第1 る法律(平成30年法律第7号)附則第88条第1項の規定 第68条の10第1項 (償却費) (所得税法等の一部を改正す (特別償却準備金) 9 9 1 9 8 1 0 0 5 5 横の金額 特別償却限度額の 法 (九)「8」の欄の 規 別 表 + 0

ع

あ

る

0)

は

とする

は「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除」とする。の特別控除(特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)」とあるの 人税額の特別控除)の項中「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額 の数が増加した場合の法人税額の特別控除(特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法 税額の特別控除」と、新規則様式第二の記載要領第四号の表地方活力向上地域等において雇用者 合の法人税額の特別控除)」とあるのは「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(特定の地域において雇用者の数が増加した場 おいて雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の項中「地方活力向上地域等において表地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(特定の地域に 施行日 から前条第三号に定める日の前日までの間における新規則様式第一の記載要領第四号の

(平成三一年三月二九日財務省令第一八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に二号を加える 改正規定(第八号に係る部分に限る。)及び次条第二項の規定は、 令和二年四月一日から施行す

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)第二条第一項第六号に規定する連結事業年る連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度(租税特別措置の適用状況 に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告について 度をいう。以下同じ。)に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度 後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の二に規定す 四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日以 施行規則(以下「新規則」という。)第四条の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十 なお従前の例による。

法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用 新規則第四条第一項第八号の規定は、法人の令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る

附 則 (平成三一年四月一二日財務省令第三三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十九号の次に一号を加える改正規 等経営強化法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表関西文 様式第一の記載要領第四号の表関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究 る改正規定 (同条第百六号を同条第百七号とする部分を除く。)、同条第三十六号トの改正規定、 定、同条第百二十三号トの改正規定、同条第百六号を同条第百七号とし、同号の次に一号を加え 加える改正規定並びに次条第二項の規定は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業 化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却の項の次に次のように 号)の施行の日から施行す

(経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法 う。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度(同項第六号に規定する連結事業年度をい 業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をい 号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成三十一年四月一日以後に終了する事 施行規則(以下「新規則」という。)第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適 法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、 う。以下同じ。)に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る 用額明細書をいう。以下同じ。)は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八 用額明細書(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適 お従前の例による。 な

2 定事業継続力強化設備等の特別償却の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の 業継続力強化設備等の特別償却の項に係る部分に限る。)及び様式第二(記載要領第四号の表特 終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。 条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に 新規則第二条第二十号及び第百八号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表特定事

附 (令和元年六月二八日財務省令第一三号)

抄

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

(令和二年三月三一日財務省令第二五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、 規定(第八号に係る部分に限る。)及び次条第二項の規定は、令和三年四月一日から施行する。 経過措置) 第四条第一項に二号を加える改正

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 施行規則(以下「新規則」という。)第四条の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十 に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告について 度をいう。以下同じ。)に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年 の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)第二条第一項第六号に規定する連結事業年 る連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度(租税特別措置の適用状況 後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の二に規定す 四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日以 なお従前の例による。

2 する。 法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用 新規則第四条第一項第八号の規定は、法人の令和三年四月一日以後に終了する事業年度に係る

(施行期日) 則 (令和二年四月一〇日財務省令第四一号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第百二号を同条第九十八号とし、同 二十五号トの改正規定(「第六十八条の十五の五第一項」の下に「、第六十八条の十五の六の二号の次に一号を加える改正規定(同条第百二号を同条第九十八号とする部分を除く。)、同条第百 給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第 ように加える改正規定並びに次条第二項の規定は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供領第四号の表給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の項の次に次の 行った場合等の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要 第一項」を加える部分に限る。)、様式第一の記載要領第四号の表給与等の引上げ及び設備投資を 号)の施行の日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度(同項第六号に規定する連結事業年度をいう。 号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の令和二年四月一日以後に終了する事業年 施行規則(以下「新規則」という。)第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適 前の例による。 度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。 用額明細書をいう。以下同じ。)は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八 用額明細書(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適 (経過措置)

2 用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。)及び様式第二(記載要領 び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。 用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及 情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。)による適 第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却の項及び認定特定高度 特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却の項及び認定特定高度情報通信技術活 新規則第二条第十五号及び第九十九号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表認定 2

3 欄に掲げる字句とする。 定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 この省令の施行の日から前条ただし書に規定する日の前日までの間における新規則第二条の規 同表の下

号十第 第 兀 十· 五. 第 度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三 分に応じそれぞれ次に定める金額 第四十二条の十二の五の二第一項又は 法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額 一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整 措置法第四十二条の十二の五の二第二項の規定 措置法第四十二条の十二の五の二第一項の規定 措置法第四十二条の十二の五の二第一項又は第二項の規定 同項の規定により各事業年 同項に規定する特別償却限 次に掲げる区 五十 除削 は又

附 則 令和二年六月三〇日財務省令第五六号) 抄

施 紀行期日)

第一条 この省令は、 令和四年四月一日から施行する

> |第十九条 | 第十二条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規 る法人税の申告及び連結法人(旧法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。) 置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)第二条第一項第六号に規定す が施行日前に開始した連結事業年度(改正法附則第百四十一条の規定による改正前の租税特別措 の連結親法人事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。) 法人税の申告について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度(旧事業年度を含む。)に係 則第三条及び第五条の規定は、法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含 む。以下この条において同じ。)の施行日以後に開始する事業年度(旧事業年度を除く。)に係る (租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

る連結事業年度をいう。)に係る法人税の申告については、なお従前の例による (令和三年三月三一日財務省令第二六号)

(施行期日)

附

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に二号を加える改正 規定 (第八号に係る部分に限る。) (経過措置) 及び次条第二項の規定は、 令和四年四月一日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、 する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)に係る法人税の申告について適用し、法措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)第二条第一項第六号に規定 る連結法人をいう。以下この項において同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度(租税特別 後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の二に規定す 四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日以 施行規則(以下「新規則」という。)第四条の規定は、法人(法人税法 度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。 人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 (昭和四十年法律第三十

の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規する連結法人をいう。)の同日以後に終了する連結事業年度(令和二年改正法附則第百四十一条和二年改正法」という。)第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定 法人税の申告及び連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「令 定する連結事業年度をいう。)に係る法人税の申告について適用する。 新規則第四条第一項第八号の規定は、法人の令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る

(令和三年三月三一日財務省令第三三号)

項第九号中「、第六十八条の十五の六の二」を「から第六十八条の十五の七まで」に改める部適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条第二項に十号を加える改正規定に係る部分(同 分、同項第十号に係る部分及び同項第十七号に係る部分に限る。)に限る。)は、産業競争力強 法等の この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定(租税特別措置 一部を改正する等の法律(令和三年法律第 号)の施行の日から施行する。

則 (令和三年四月一五日財務省令第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 る日から施行する。 当該各号に定め

定(同条第七十二号を同条第七十号とする部分を除く。)、同条第九十九号を同条第九十六号と 号とする部分を除く。)、同条第七十二号を同条第七十号とし、同号の次に一号を加える改正規 号を同条第三十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第三十六号を同条第三十四 条の五第一項、」及び「、第四十二条の十二の三第一項」を削る部分を除く。)、同条第三十六 (同条第十五号を同条第十三号とする部分を除く。)、 第二条第十五号の改正規定、同号を同条第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規 同号の次に一号を加える改正規定 (同条第九十九号を同条第九十六号とする部分を除く。) 同条第三十四号への改正規定(「第四十二

強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第 号)の施行の日の損金算入の特例の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定 産業競争力 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項の改正規定、同表海外投資等損失準術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表 備金の項の次に次のように加える改正規定及び同表認定特定非営利活動法人等に対する寄附金 項の次に次のように加える改正規定、様式第二の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技 のように加える改正規定、同表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の ある場合の償却限度額の計算の特例の項の改正規定、同表海外投資等損失準備金の項の次に次 6」」に改める部分を除く。)、同項の次に次のように加える改正規定、同表特別償却不足額が の法人税額の特別控除の項の改正規定(「別表六(二十七)「16」」を「別表六(三十)「1 百五十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第百五十六号を同条第百五十三号と 改正規定(同条第百二十号を同条第百十七号とする部分を除く。)、同条第百五十六号を同条第 する部分を除く。)、様式第一の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得 た場合の特別償却の項の改正規定、同表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合 項」を削る部分を除く。)、同条第百二十号を同条第百十七号とし、同号の次に一号を加える 同条第百十八号への改正規定(「第六十八条の十第一項、」及び「、第六十八条の十五の四第 3

負担金等の損金算入の特例の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第三項の規定 新 安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び 金の損金算入等の特例の項の改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表特定の基金に対する 算入の特例の項の次に次のように加える改正規定、同表認定特定非営利活動法人に対する寄附 同条第百五十一号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第百五十五号を同条第百五十 より読み替えられた法人税法第三十七条第四項」に改める部分を除く。)、同条第百五十五号を の下に「(昭和四十年法律第三十四号)」を加える部分及び同号ロ中「同項」を「同項の規定に 号を同条第六十八号とする部分を除く。)、同条第七十二号の改正規定(同号イ中「法人税法」 号とする部分を除く。)、様式第一の記載要領第四号の表特定の基金に対する負担金等の損金 第二条第七十一号を同条第六十八号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第七十一 号)の施行

施行規則(以下「新規則」という。)第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 以下同じ。)に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度(同項第六号に規定する連結事業年度をいう。 号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の令和三年四月一日以後に終了する事業年 用額明細書をいう。以下同じ。)は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八 用額明細書(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適 前の例による。 税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従 度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。

法人の連結欠損金の損金算入の特例の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前場合等の法人税額の特別控除の項、中小企業事業再編投資損失準備金の項及び認定事業適応連結 する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する 条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了 金の項及び認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の項に係る部分に限る。)及び様式第二 項、事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除の項、中小企業事業再編投資損失準備 の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表事業適応設備を取得した場合等の特別償却の (記載要領第四号の表事業適応設備を取得した場合等の特別償却の項、事業適応設備を取得した 新規則第二条第十四号、第三十五号、第七十一号、第九十七号、第百十八号及び第百五十四号

> 以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に損金算入の特例の項に係る部分に限る。) による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日 様式第二(記載要領第四号の表連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の項に係る部分に限る。)及び 係る法人税の申告について適用する。 新規則第二条第六十九号及び第百五十二号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の 0

(令和四年三月三一日財務省令第二九号)

(施行期日)

- 第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 号に定める日から施行する。
- 第四条第一項に二号を加える改正規定(第九号に係る部分に限る。)及び次条第二項の規定 令和五年四月一日
- 動の促進等に関する法律(令和四年法律第 を加える部分に限る。) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活 第四条第二項第七号の改正規定(「第六十八条の二十四」の下に「、第六十八条の二十五」 号)の施行の日
- 三 第四条第二項第七号の改正規定(「、第六十八条の三十五、第六十八条の三十六」を「か (経過措置) 法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第 第六十八条の三十六まで」に改める部分に限る。) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する 号)の施行の日

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法 等に関する法律(平成二十二年法律第八号)第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をい 年度(令和二年改正法附則第百四十一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業 四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日以 施行規則(以下「新規則」という。)第四条の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十 お従前の例による。 法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、 う。以下同じ。)に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る 和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。)第三条の規定による改正前の法人税法第 後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令 な

2 法人税の申告について適用する。 新規則第四条第一項第九号の規定は、法人の令和五年四月一日以後に終了する事業年度に係る

則 (令和四年四月一五日財務省令第四一号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め る日から施行する。
- 定 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する利用施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項及び第五項の規 施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表共同(同条第百三号を同条第百五号とする部分を除く。)、様式第一の記載要領第四号の表共同利用 法律(令和四年法律第 を加える部分に限る。)、同条第百三号を同条第百五号とし、同号の次に一号を加える改正規定 第二条第百十五号ホの改正規定(「第六十八条の二十四」の下に「、第六十八条の二十五」 号)の施行の日
- 二 第二条第二十六号を同条第二十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第二十六 八条の三十六まで」に改める部分に限る。)、同条第百九号を同条第百十号とし、 十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六」を「又は第六十八条の三十三から第六十 号を同条第二十四号とする部分を除く。)、同条第百十五号ホの改正規定(「、第六十八条の三

定 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律事業再編促進機械等の割増償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第三項の規 第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項の次に次の ように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の 号を加える改正規定(同条第百九号を同条第百十号とする部分を除く。)、様式第一の記載要領 号)の施行の日

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例 じ。)の同日以後に終了する連結事業年度(同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同 施行規則(以下「新規則」という。)第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適 じ。)に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申 和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(令和二年改正法第三 和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の令 法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。)は、法人(法人税法(昭 という。) 附則第百四十一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する 用額明細書(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」 (経過措置)

後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。 法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以 の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、 負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。)及び様式第二(記載要領第四号 新規則第二条第二十一号及び第百六号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表環境

3 用資産の割増償却の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める 出事業用資産の割増償却の項に係る部分に限る。)及び様式第二(記載要領第四号の表輸出事業・新規則第二条第二十五号及び第百十一号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表輸 に係る法人税の申告について適用する。 日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度

規定に規定する特別償却限度額」とあるのは「削除」と、同条第八十二号中「第二十六号」とあ るのは「第二十一号、第二十六号」と、同号の表第三号から第二十五号まで、第二十七号、第二 適用については、同条第二十一号中「措置法第四十四条の四第一項又は第二項の規定 これらの この省令の施行の日から前条第一号に定める日の前日までの間における新規則第二条の規定の 第三十号(イ及び口を除く。)及び第三十一号の項中「第三号から第二十五号まで」と 「第三号から第二十号まで、第二十二号から第二十四号まで」とする。

第三十号(イ及びロを除く。)及び第三十一号の項中「第二十五号」とあるのは、「第二十四号」 の適用については、同条第八十二号の表第三号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、 前条第一号に定める日から同条第二号に定める日の前日までの間における新規則第二条の規定

(令和五年三月三一日財務省令第二三号)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

2 改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。)の同日前に終了した連 を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。)第三条の規定による 適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(所得税法等の一部 含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条及び第四条の規定

> 透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。)に係る法人税の申 結事業年度(令和二年改正法附則第百四十一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況 告については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年四月一四日財務省令第三六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第一の記載要領第四号の表特定船 年法律第 特別償却の項の改正規定及び次条第二項の規定は、海上運送法等の一部を改正する法律 (経過措置) 号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。 (令和

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法 業年度をいう。)に係る法人税の申告については、なお従前の例による 業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の令和五年四月一日以後に終了する事 る適用額明細書をいう。以下同じ。)は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条 る適用額明細書(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定す 施行規則(以下「新規則」という。)第三条第二項及び第三項の規定並びに新規則別記様式によ 改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事 人をいう。)の同日前に終了した連結事業年度(令和二年改正法附則第百四十一条の規定による 法」という。)第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法 告及び連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「令和二年改正

2 新規則別記様式 (記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項に係る部分に限る。) による適 ついて適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告に による。

(施行期日) 則 (令和六年三月三〇日財務省令第二六号)

附

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第五号を同項第三号 令和七年四月一日から施行する。 とし、同号の次に二号を加える改正規定(第五号に係る部分に限る。)及び次条第二項の規定は、

(経過措置)

| 第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日以 施行規則(以下「新規則」という。)第四条の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十 後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に 係る法人税の申告については、なお従前の例による。

法人税の申告について適用する。 新規則第四条第一項第五号の規定は、法人の令和七年四月一日以後に終了する事業年度に係る

(令和六年四月一二日財務省令第三八号

(施行期日)

2

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 る日から施行する。 当該各号に定め

ための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 備金の項の改正規定並びに次条第二項の規定 新たな事業の創出及び産業への投資を促進する 第二条第十四号の改正規定及び別記様式の記載要領第四号の表中小企業事業再編投資損失準 号)の施行の日

動用資産等の特別償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第三項の規定 を同条第二十号とする部分を除く。)及び別記様式の記載要領第四号の表環境負荷低減事業活 第二条第二十一号を同条第二十号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第二十一号 農業の

号)の施行の日 生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和六年法律第

第二条 別段の定めがあるものを除き、 従前の例による。 の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお 格のない社団等を含む。以下同じ。)の令和六年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税 税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をい 施行規則(以下「新規則」という。)第二条の規定及び新規則別記様式による適用額明細書 以下同じ。)は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 (租

る法人税の申告については、なお従前の例による。 に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係 損失準備金の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後 新規則第二条第十四号の規定及び新規則別記様式(記載要領第四号の表中小企業事業再編投資

3 める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。 動用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、 |新用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第二号に定||新規則第二条第二十一号の規定及び新規則別記様式(記載要領第四号の表生産方式革新事業活

4 この省令の施行の日から前条第一号に定める日の前日までの間における新規則別記様式による 法 人 脱 質 適用額明細書の適用については、 同様式の記載要領第四号の表事業適応設備を取得した場合等の

0)

項

中

第42条の12の7第6項 第42条の12の7第11項 第42条の12の7第10項 第42条の12の7第8項 第42条の12の7第7項 第42条の12の7第6項 あ 0 0 6 6 9 0 0 6 6 9 0 0 7 0 6 0 0 7 0 5 $\begin{array}{c} 0 \\ 0 \\ 7 \\ 0 \\ 3 \end{array}$ ${0 \atop 0} \atop 7 \atop 0 \atop 4}$ る 法規別表六 法規別表六 (二十七) 法規別表六 (二十七) 法規別表六 (二十七) 法規別表六 (二十七) 法規別表六 (二十六) (二十六)「43」 $\begin{bmatrix} 4\\ 3 \end{bmatrix}$ 18 3 3 2 3 2 8 は の欄の金額 の欄の金額 の欄の金額 の欄の金額 の欄の金額 の 欄の金額

とする。

別記標	策式																		
自		年	£	月		H	至			年		月	日	事業	年度	き分の	り適月	月額明	細書
絆	税均	ł																	
法	人名	í										#11f							
法	人番号	2.7										税務							
事	業種目	1					業種 番号					署如							
	現在の										H	理							
	の額又											欄							
	金額	スは																	
	租	税	特	别	措	置	法	Ø	条	項			区	分番号	1.	ì	ă	用	額
第	条	5	育	項	第		号												円
第	条	5	育	項	第		号												
第	条	5	育	項	第		号												
第	条	ŝ	育	項	第		号												
第	条	5	育	項	第		号												
第	条	3	育	項	第		号												
第	条	9	育	項	第		号												
第	条	9	育	項	第		号												
第	条	9	育	項	第		号												
第	条	ŝ	育	項	第		号												
第	条	3	育	項	第		号												
第	条	3	育	項	第		号												
第	条	3	育	項	第		号												
第	条	3	育	項	第		号												

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

- この様式は、法人が各事業年度の所得に対する法人税につき法人税関係特別措置の適
- 用を受ける場合に記載すること。 2 「事業種目」の欄は、法人の行う主たる事業の属する業種について、次の表の事業種

目の欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」の欄は、当該事業種目に対応した同表 の業種番号の欄に掲げる番号を記載すること。

○フ州に出田 グッパ南に当時に	ころ用	号を記載すること。			
事業種目	業種 番号	事業種目	業種 番号	事業種目	業種 番号
食料品製造業	01	金属製品製造業	20	飲食料品小売業	41
製糸、紡績、ねん糸業	02	機械製造業	21	織物小売業	42
織物業	03	産業用電気機械器具製 造業	22	衣服、身の回り品小売 業	43
ニット製造業	04	民生用電気機械器具電 球製造業	23	家具、建具、じゅう器 小売業	44
染色整理業	05	通信機械器具製造業	24	医薬品、化粧品小売業	45
その他の繊維工業	06	輸送用機械器具製造業	25	百貨店	46
衣服、その他の繊維製 品製造業	07	理化学機械器具等製造 業	26	趣味・娯楽用品等小売 業	47
木材、木製品製造業	08	光学機械器具等製造業	27	その他の小売業	49
家具、装備品製造業	09	時計、同部品製造業	28	総合建設業	51
パルプ、紙、紙製品製 造業	10	その他の製造業	29	職別建設業	52
新聞業、出版業又は印 刷業	11	飲食料品卸売業	31	鉄道業	61
化学工業	12	繊維品卸売業	32	道路旅客運送業	62
石油製品製造業	13	建築材料卸売業	33	道路貨物運送業	63
石炭製品製造業	14	家具、建具、じゅう器 卸売業	34	水運業	64
ゴム製品製造業	15	医薬品、化粧品卸売業	35	倉庫業	65
皮革、同製品製造業	16	機械器具卸売業	36	放送業、電信業又は電 話業	66
窯業又は土石製品製造 業	17	鉱物、金属材料卸売業	37	電気供給業	67
鉄鋼業	18	貿易業	38	ガス業又は熱供給業	68

非鉄金属製造業	19	その他の卸売業	39	その他の運輸業、運輸 附帯サービス業又は水 道業	69
対個人サービス業	71	料理・飲食店業	78	非金属鉱業	86
対事業所サービス業	72	旅館業	79	銀行、信託業	87
映画業	73	農林業	81	その他の金融業	88
娯楽業	74	漁業又は水産養殖業	82	証券、商品取引業	89
その他のサービス業	75	金属鉱業	83	保険、保険サービス業	90
自動車修理業	76	石炭鉱業	84	不動産業	91
その他の修理業	77	原油・天然ガス鉱業	85	その他の産業	99

- 3 「所得金額又は欠損金額」の欄は、法人の法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号。以下この記載要領において「法規」という。)別表一「1」の欄の金額又は法規別決一の二「1」及び「21」の欄の金額の合計額を記載すること。
 4 「租税特別措置法の条項」の欄は、法人が適用を引む法人税関係特別措置の次の表の租税特別措置法の条項側、掲げる条号を記載すること。この場合において、「区分番号」の側には当該条項の区分に応じ同表の区分番号の欄に掲げる番号を、「適用額」の欄には当該条項の区分に応じ同表の盗分番号の欄に掲げる金額をそれぞれ記載するこ

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
中小企業者等の法 人税率の特例	第42条の3の2第1項の表 の第1号	00380	法規別表一「26」の欄の金 額又は法規別表一の二「12」 及び「31」の欄の金額の合 計額
	第42条の3の2第1項の表 の第2号	00381	法規別表一「26」の欄の金 額
	第42条の3の2第1項の表 の第3号	00382	
	第42条の3の2第1項の表 の第4号	00383	
	第42条の3の2第2項	00384	
試験研究を行った 場合の法人税額の	第42条の4第1項	00688	法規別表六(九)「23」の欄 の金額
特別控除	第42条の4第4項	00689	法規別表六(十)「20」の欄 の金額

	第42条の4第7項	00639	法規別表六(十二)「11」の
			欄の金額
	第42条の4第13項	00675	法規別表六(十四)「14」の
			欄の金額
	第42条の4第18項におい	00676	法規別表六(十四)「28」の
	て準用する同条第13項		欄の金額
中小企業者等が機	第42条の6第1項第1号(償	00031	法規別表十六(一)「32」の
械等を取得した場	却費)		欄、別表十六(二)「36」の
合の特別償却			欄、別表十六(三)「32」の
			欄又は別表十六(五)「30」
			の欄(以下この表において
			「特別償却限度額の欄」と
			いう。)の金額
	第52条の3第1項又は第11	00032	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
	2条の6第1項第1号)		
	第42条の6第1項第2号(償	00690	特別償却限度額の欄の金額
	却費)		
	第52条の3第1項又は第11	00691	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
	2条の6第1項第2号)		
	第42条の6第1項第3号(償	00034	特別償却限度額の欄の金額
	却費)		Note that the second se
	第52条の3第1項又は第11	00035	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
	2条の6第1項第3号)		da cui blicar me che delle ac 1888 ac A delle
	第42条の6第1項第4号(償	00037	特別償却限度額の欄の金額
	却費)		Note that the second se
	第52条の3第1項又は第11	00038	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
	2条の6第1項第4号)	00040	64 Dul Mit-toppo objekt on Jamin - A der
	第42条の6第1項第5号(償	00040	特別償却限度額の欄の金額
	却費)	00041	Statement Late (A.) For an arm
	第52条の3第1項又は第11	00041	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
H-1 A #-46 M-12 M6	2条の6第1項第5号)	00040	SEMBRITATION OF THE PROPERTY O
中小企業者等が機械等を取得した場	第42条の6第2項	00043	法規別表六(十五)「16」の
做寺を取侍した場 合の法人税額の特	第40条の6第9項	00044	欄の金額 法規別表六(十五)「21」の
台の法人税額の特 別控除	第42条の6第3項	00044	
	Manage matter til matt - Mr	00.100	欄の金額
沖縄の観光地形成 促進地域において	第42条の9第1項の表の第	00493	法規別表六(十六)「18」の 欄の金額
促進地域において 工業用機械等を取	175		個リンゴがは
工業用機械等を取 得した場合の法人			
税額の特別控除			
ルルロペーンコリカリエドボ			l .

沖縄の情報通信産	第42条の9第1項の表の第	00494	法規別表六(十六)「18」の
業振興地域におい	2号		欄の金額
て工業用機械等を			
取得した場合の法			
人税額の特別控除			
沖縄の産業イノ	第42条の9第1項の表の第	00495	法規別表六(十六)「18」の
ベーション促進地	3号		欄の金額
城において工業用	- 9		100 - 32200
機械等を取得した			
場合の法人税額の			
特別控除			
沖縄の国際物流拠	第42条の9第1項の表の第	00496	法規別表六(十六)「18」の
点産業集積地域に	4号	00450	棚の金額
おいて工業用機械	4.9		11種 シンゴ左和日
等を取得した場合			
の法人税額の特別			
が法人税額の特別 控除			
	the code or other will or the or the		No let milete 1 / 1 1 / 1 co co
沖縄の経済金融活	第42条の9第1項の表の第	00497	法規別表六(十六)「18」の
性化特別地区にお	5号		欄の金額
いて工業用機械等			
を取得した場合の			
法人税額の特別控			
除			
沖縄の特定地域に	第42条の9第2項(同条第1	00411	法規別表六(十六)「23」の
おいて工業用機械	項の表の第1号から第5号		欄の金額
等を取得した場合	まで)		
の法人税額の特別			
控除			
国家戦略特別区域	第42条の10第1項(償却	00622	特別償却限度額の欄の金額
において機械等を	費)		
取得した場合の特	第52条の3第1項又は第11	00623	法規別表十六(九)「8」の欄
別償却	項(特別償却準備金)		の金額
国家戦略特別区域	第42条の10第2項	00507	法規別表六(十七)「25」の
ロネ 取明行列 において機械等を	95427K07109529K	00301	欄の金額
取得した場合の法			側の金額
人税額の特別控除	Adv Av Adv		
国際戦略総合特別	第42条の11第1項(償却	00298	特別償却限度額の欄の金額
区域において機械	費)		
等を取得した場合	Mario M. mo Maria et es 11 Maria	00000	法規別表十六(九)「8」の欄
の特別償却	第52条の3第1項又は第11	00299	
	項(特別償却準備金)		の金額
国際戦略総合特別	第42条の11第2項	00301	法規別表六(十八)「25」の
区域において機械	55-16-11-15-15 5-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15	00301	
			欄の金額
等を取得した場合			
の法人税額の特別			
控除			
	·		

地域経済牽引事業の促進区域内にお	第42条の11の2第1項(償 却費)	00597	特別償却限度額の欄の金額
いて特定事業用機械等を取得した場	第52条の3第1項又は第11 項(特別償却準備金)	00598	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
合の特別償却 地域経済牽引事業	第42条の11の2第2項	00599	法規別表六(十九)「20」の
の促進区域内にお	3772 X 0 7 1 1 0 7 2 37 2 - 30	00000	欄の金額
いて特定事業用機			190 -> 377 104
械等を取得した場			
合の法人税額の特			
別控除			
地方活力向上地域	第42条の11の3第1項(償	00568	特別償却限度額の欄の金額
等において特定建	却費)		
物等を取得した場	MERON CONTRACTOR IN METALLI	00500	Statement (1 to 1
合の特別償却	第52条の3第1項又は第11 項(特別償却準備金)	00569	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
地方活力向上地域	第42条の11の3第2項	00570	が金額 法規別表六(二十)「18」の
地方佔万向工地域 等において特定建	第42条の11の3第2項	00570	伝規別衣ハ(二十) 18] の 欄の金額
物等を取得した場			作用・クラコエ省は
合の法人税額の特			
別控除			
地方活力向上地域	第42条の12第1項	00624	法規別表六(二十一)「23」
等において雇用者			の欄の金額
の数が増加した場	第42条の12第2項	00625	法規別表六(二十一)「29」
合の法人税額の特			の欄の金額
別控除			
認定地方公共団体	第42条の12の2第1項	00652	法規別表六(二十二)「10」
の寄附活用事業に	30 30 30 - 30		の欄の金額
関連する寄附をし			- 100 - 352 004
た場合の法人税額			
の特別控除			
中小企業者等が特	第42条の12の4第1項(償	00601	特別償却限度額の欄の金額
定経営力向上設備	却費)	00001	行が頂角形を報り加り並供
等を取得した場合	第52条の3第1項又は第11	00602	法規別表十六(九)「8」の欄
の特別償却	項(特別償却準備金)		の金額
中小企業者等が特	第42条の12の4第2項	00603	法規別表六(二十三)「17」
定経営力向上設備			の欄の金額
等を取得した場合	第42条の12の4第3項	00604	法規別表六(二十三)「22」
の法人税額の特別	- 50 50 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 -		の欄の金額
控除			- > 186 - > 207 HW

給与等の支給額が	Dilla paller a . His C determ	00677	法規別表六(二十四)「45」
増加した場合の法	する法律(令和6年法律第		の欄の金額
人税額の特別控除	8号)第13条の規定による		
	改正前の租税特別措置法		
	(以下この表において「令		
	和6年旧措置法」という。)		
	第42条の12の5第1項		
	令和6年旧措置法第42条	00678	
	の12の5第2項		
	第42条の12の5第1項	00699	
	第42条の12の5第2項	00700	
	第42条の12の5第3項	00701	
	第42条の12の5第4項	00702	法規別表六(二十四)「50」
			の欄の金額
認定特定高度情報	第42条の12の6第1項(償	00653	特別償却限度額の欄の金額
通信技術活用設備	却費)		
を取得した場合の	第52条の3第1項又は第11	00654	法規別表十六(九)「8」の欄
特別償却	項(特別償却準備金)		の金額
認定特定高度情報	第42条の12の6第2項	00655	法規別表六(二十五)「20」
通信技術活用設備			の欄の金額
を取得した場合の			
法人税額の特別控			
除 to the local distance dist	Mr. co. Mr. on a co. on M. Mr. c. artil / Mile		64 mil 66 Animi de det - 188 - A det
事業適応設備を取得した場合等の特		00661	特別償却限度額の欄の金額
別償却	-1307		St. Directolar I. L. / L. X. Fo 188
加眼科	第52条の3第1項又は第11	00662	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	項(特別償却準備金)(第4 2条の12の7第1項)		の金額
	2条の12の7第1項) 第42条の12の7第2項(僧	00663	法規別表十六(六)「8」の欄
		00663	広規別衣干ハ(ハ) 18] の側 の金額
	却費)	00664	の金額 法規別表十六(九)「8」の欄
	第52条の3第1項又は第11	00664	広規別衣十八(几) 18] の側 の金額
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
	2条の12の7第2項) 第42条の12の7第3項(償	00665	特別償却限度額の欄の金額
		00000	特別負却収度額の欄の金額
	却費)	00666	法規別表十六(九)「8」の欄
	第52条の3第1項又は第11	00000	広規別衣十八(几) 18] の側 の金額
	項(特別償却準備金)(第4		の主題
事業次仕が無く正	2条の12の7第3項)	00667	法規別表六(二十六)「21」
事業適応設備を取得した場合等の法	第42条の12の7第4項	00667	法規別表示(二十六)「21」 の欄の金額
得した場合等の法 人税額の特別控除	第42条の12の7第5項	00668	の欄の金額 法規別表六(二十六)「28」
八元朝の村別宮际	第42米の12の7第5項	00000	佐規別衣ハ(二十八)「28」 の欄の金額
	第42条の12の7第6項	00669	が棚の金額 法規別表六(二十六)「43」
	50mm 12mm 12mm 12mm 12mm 12mm 12mm 12mm 1	00009	の欄の金額
	1		- > 1040 - > 317 EM

	第42条の12の7第7項	00703	法規別表六(二十七)「18」
			の欄の金額
	第42条の12の7第8項	00704	法規別表六(二十七)「23」
			の欄の金額
	第42条の12の7第10項	00705	法規別表六(二十七)「28」
			の欄の金額
	第42条の12の7第11項	00706	法規別表六(二十七)「33」
			の欄の金額
特定船舶の特別償	所得税法等の一部を改正	00640	特別償却限度額の欄の金額
却	する法律(令和5年法律第		
	3号)第10条の規定による		
	改正前の租税特別措置法		
	(以下この表において 「令		
	和5年旧措置法 という。)		
	第43条第1項第1号(償却		
	費)		
	第52条の3第1項又は第11	00641	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(令	00011	の金額
	和5年旧措置法第43条第1		0 J 10 HM
	項第1号)		
	令和5年旧措置法第43条	00642	特別償却限度額の欄の金額
		00042	村別頂和原及領の欄の並領
	第1項第2号(償却費)	00643	法規別表十六(九)「8」の欄
	第52条の3第1項又は第11	00643	
	項(特別償却準備金)(令		の金額
	和5年旧措置法第43条第1		
	項第2号)		
	第43条第1項第1号(償却	00692	特別償却限度額の欄の金額
	費)		
	第52条の3第1項又は第11	00693	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第		の金額
	43条第1項第1号)		
	第43条第1項第2号(償却	00694	特別償却限度額の欄の金額
	費)		
	第52条の3第1項又は第11	00695	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第		の金額
	43条第1項第2号)		
	第43条第1項第3号(償却	00696	特別償却限度額の欄の金額
	費)		
	第52条の3第1項又は第11	00697	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第		の金額
	43条第1項第3号)		- 242 801
	第43条第1項第4号(償却	00644	特別償却限度額の欄の金額
	弗43米第1州第4万(順四 費)	00044	79.07時科別及傾の間の立刻
I	JR /		1

	Ada - A - Ada - Ada - Ada - Ada		At the sect to to a first to the
	第52条の3第1項又は第11	00645	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第		の金額
	43条第1項第4号)		
被災代替資産等の	第43条の2第1項の表の第	00608	特別償却限度額の欄の金額
特別償却	1号(償却費)		
	第52条の3第1項又は第11	00609	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
	3条の2第1項の表の第1		
	号)		
	第43条の2第1項の表の第	00610	特別償却限度額の欄の金額
	2号(償却費)		
	第52条の3第1項又は第11	00611	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
	3条の2第1項の表の第2		
	号)		
関西文化学術研究	第44条第1項(償却費)	00310	特別償却限度額の欄の金額
都市の文化学術研	第52条の3第1項又は第11	00311	法規別表十六(九)「8」の欄
究地区における文	項(特別償却準備金)		の金額
化学術研究施設の			
特別償却			
特定事業継続力強	第44条の2第1項(償却費)	00646	特別償却限度額の欄の金額
化設備等の特別償	第52条の3第1項又は第11	00647	法規別表十六(九)「8」の欄
却	項(特別償却準備金)		の金額
共同利用施設の特	第44条の3第1項(償却費)	00313	特別償却限度額の欄の金額
別償却	第52条の3第1項又は第11	00314	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)		の金額
環境負荷低減事業	第44条の4第1項(償却費)	00679	特別償却限度額の欄の金額
活動用資産等の特	第52条の3第1項又は第11	00680	法規別表十六(九)「8」の欄
別償却	項(特別償却準備金)(第4		の金額
	4条の4第1項)		
	第44条の4第2項(償却費)	00681	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11	00682	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
at the standards for the site	4条の4第2項)		64 mil 66 Americk det - 188 - A det
生産方式革新事業活動用資産等の特	第44条の5第1項第1号(償	00707	特別償却限度額の欄の金額
古動用資産等の特 別償却	却費) 第52条の3第1項又は第11	00708	法規別表十六(九)「8」の欄
かり両型	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第4	00100	広規別衣十ハ(ル) 18] の側 の金額
	4条の5第1項第1号)		~> 7₹ ±½
	第44条の5第1項第2号(僧	00709	特別償却限度額の欄の金額
	却費)	00100	11 A F DOCUMENT THE STATE OF THE
	第52条の3第1項又は第11	00710	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
	4条の5第1項第2号)		

沖縄の産業イノ	第45条第1項の表の第1号	00527	特別償却限度額の欄の金額
ベーション促進地	(償却費)		
域において工業用	第52条の3第1項又は第11	00528	法規別表十六(九)「8」の欄
機械等を取得した	項(特別償却準備金)		の金額
場合の特別償却			
沖縄の国際物流拠	第45条第1項の表の第2号	00530	特別償却限度額の欄の金額
点産業集積地域に	(償却費)		
おいて工業用機械	第52条の3第1項又は第11	00531	法規別表十六(九)「8」の欄
等を取得した場合	項(特別償却準備金)		の金額
の特別償却			
沖縄の経済金融活	第45条第1項の表の第3号	00533	特別償却限度額の欄の金額
性化特別地区にお	(償却費)		
いて工業用機械等	第52条の3第1項又は第11	00534	法規別表十六(九)「8」の欄
を取得した場合の	項(特別償却準備金)		の金額
特別償却			
沖縄の離島におけ	第45条第2項(償却費)	00135	特別償却限度額の欄の金額
る旅館業用建物等	第52条の3第1項又は第11	00136	法規別表十六(九)「8」の欄
の特別償却	項(特別償却準備金)		の金額
特定地域における	第45条第3項の表の第1号	00670	特別償却限度額の欄の金額
産業振興機械等の	(償却費)		
割増償却	第52条の3第1項又は第11	00671	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
	5条第3項の表の第1号)		
	第45条第3項の表の第2号	00573	特別償却限度額の欄の金額
	(償却費)		
	第52条の3第1項又は第11	00574	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
	5条第3項の表の第2号)		
	第45条第3項の表の第3号	00560	特別償却限度額の欄の金額
	(償却費)		
	第52条の3第1項又は第11	00561	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
	5条第3項の表の第3号)		
	令和6年旧措置法第45条	00536	特別償却限度額の欄の金額
	第3項の表の第4号(償却		
	費)		
	第52条の3第1項又は第11	00537	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(令		の金額
	和6年旧措置法第45条第3		
	項の表の第4号)		
医療用機器等の特	第45条の2第1項(償却費)	00331	特別償却限度額の欄の金額
別償却	第52条の3第1項又は第11	00332	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
	5条の2第1項)		
	第45条の2第2項(償却費)	00648	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11	00649	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
	5条の2第2項)		

事業再編計画の認	第45条の2第3項(償却費) 第52条の3第1項又は第11 項(特別償却準備金)(第4	00650 00651	特別償却限度額の欄の金額 法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4	00651	
			の金額
	5条の2第3項)		
A BI A C 27 A Ale	令和6年旧措置法第46条	00612	特別償却限度額の欄の金額
定を受けた場合の	第1項(償却費)		
事業再編促進機械	第52条の3第1項又は第11	00613	法規別表十六(九)「8」の欄
等の割増償却	項(特別償却準備金)		の金額
輸出事業用資産の	第46条第1項(償却費)	00683	特別償却限度額の欄の金額
割増償却	第52条の3第1項又は第11	00684	法規別表十六(九)「8」の欄
D7/H BR 24/	項(特別償却準備金)	00001	の金額
特定都市再生建築	第47条第1項(償却費)(同	00466	特別償却限度額の欄の金額
		00400	村別側四収及額の側の並領
物の割増償却	条第3項第1号)		No let products 1 1 1 / 1 3 For an inter-
	第52条の3第1項又は第11	00467	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4		の金額
	7条第3項第1号)		
	第47条第1項又は所得税	00469	特別償却限度額の欄の金額
	法等の一部を改正する法		
	律(平成31年法律第6号)		
	第11条の規定による改正		
	前の租税特別措置法(以		
	下この表において「平成3		
	1年旧措置法」という。)		
	第47条の2第1項(償却費)		
	(第47条第3項第2号又は		
	平成31年旧措置法第47条		
	の2第3項第1号ロ)		
i i	第52条の3第1項又は第11	00470	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)(第4	00110	の金額
	7条第3項第2号又は平成3		0.7 W BM
	1年旧措置法第47条の2第		
	3項第1号口)		
倉庫用建物等の割	第48条第1項(償却費)	00592	特別償却限度額の欄の金額
増償却			
階負却	第52条の3第1項又は第11	00593	法規別表十六(九)「8」の欄
	項(特別償却準備金)		の金額
特別償却不足額が	第52条の2第1項(特別償	00187	法規別表十六(一)「33」の
ある場合の償却限	却不足額)又は第4項(合		欄、別表十六(二)「37」の
度額の計算の特例	併等特別償却不足額)		欄、別表十六(三)「33」の
			欄若しくは別表十六(五)「3
			1」の欄の金額(これらの欄
			に内書として記載した金額
			がある場合には、当該金額
			を控除した金額)又は法規
			別表十六(六)「9」の欄の金
			額

準備金方式による	第52条の3第2項、第3項又	00581	法規別表十六(九)「9」の欄
特別償却(特別償却	は第12項		の金額(同欄に内書として
準備金積立不足額)			記載した金額がある場合に
			は、当該金額を控除した金 額)
海外投資等損失準	第55条第1項又は第8項	00188	法規別表十二(一)「16」の
備金	(同条第1項第1号)		欄の金額
	第55条第1項又は第8項	00189	
	(同条第1項第2号)		
	第55条第1項又は第8項	00190	
	(同条第1項第3号)		
	第55条第1項又は第8項	00191	
	(同条第1項第4号)		
中小企業事業再編	第56条第1項の表の第1号	00672	法規別表十二(二)「15」の
投資損失準備金	第56条第1項の表の第2号	00711	欄の金額
特定原子力施設炉心等除去準備金	第57条の4第1項	00614	法規別表十二(八)「9」の欄 の金額
心寺除去準備金 保険会社等の異常	第57条の5第1項又は第12	00198	の金額 法規別表十二(九)「7」の欄
体険云牡ザの共市 危険準備金	第57米リノ5第1項又は第12 項	00196	伝規が表十二(元)「1」の個 の金額(当該金額が同表「1
尼灰华丽亚	-TR		0」の欄の金額を超える場合
			には、同欄の金額)
原子力保険又は地	第57条の6第1項又は第8	00199	法規別表十二(九)「7」の欄
#保険に係る異常	項	00100	の金額(当該金額が同表「1
危険準備金	~		0」の欄の金額を超える場合
			には、同欄の金額)
関西国際空港用地	第57条の7第1項	00421	法規別表十二(十)「15」の
整備準備金			欄の金額
中部国際空港整備	第57条の7の2第1項	00481	法規別表十二(十一)「10」
準備金			の欄の金額
特定船舶に係る特	第57条の8第1項又は第9	00391	法規別表十二(十二)「9」の
別修繕準備金	項		欄の金額(当該金額が同表
			「15」の欄の金額を超える
探鉱準備金叉は海	March Martin and Table March M	00000	場合には、同欄の金額) 法規別表十(三)「16」の欄
外探鉱準備金	第58条第1項又は第8項 第58条第2項	00203 00482	伝規別数十(二) 116] の側 の金額
新鉱床探鉱費又は		00205	
DIMEST 211 MAT 24 2 4 1 01	第59条第1項		法規別表十(三)「43」の欄
海外新鉱床探鉱費	第59条第2項	00483	の金額
の特別控除	file - te - tele - mi		
対外船舶運航事業	第59条の2第1項	00484	法規別表十(四)「20」の欄
を営む法人の日本			の金額
船舶による収入金			
額の課税の特例	Advantage of the control of the control of		Al Industrial Co. Co. Co.
沖縄の情報通信産	第60条第1項の表の第1号	00208	法規別表十(一)「9」の欄の
業特別地区におけ			金額
る認定法人の課税			
の特例			

沖縄の国際物流拠	第60条第1項の表の第2号	00425	法規別表十(一)「9」の欄の
点産業集積地域に			金額
おける認定法人の			
課税の特例			
沖縄の経済金融活	第60条第2項	00544	法規別表十(一)「13」の欄
性化特別地区にお			の金額
ける認定法人の課			
税の特例			
国家戦略特別区域	第61条第1項	00594	法規別表十(二)「8」の欄の
における指定法人			金額
の課税の特例			
農業経営基盤強化	第61条の2第1項	00354	法規別表十二(十三)「10」
準備金			の欄の金額
農用地等を取得し	第61条の3第1項	00355	法規別表十二(十三)「43の
た場合の課税の特			計」の欄の金額
例			
収用等に伴い代替	第64条第1項又は第9項	00356	法規別表十三(四)「25」の
資産を取得した場			欄の金額(当該金額が同表
合等の課税の特例			「27」又は「30」の欄の金
			額を超える場合には、これ
			らの欄の金額)
	第64条の2第1項又は第2	00357	法規別表十三(四)「33」の
	項		欄の金額(当該金額が同表
			「36」の欄の金額を超える
			場合には、同欄の金額)
	第64条の2第7項において	00545	法規別表十三(四)「25」の
	準用する第64条第1項又		欄の金額(当該金額が同表
	は第64条の2第8項におい		「27」又は「30」の欄の金
	て準用する第64条第9項		額を超える場合には、これ
			らの欄の金額)
換地処分等に伴い	第65条第1項又は第5項	00216	法規別表十三(四)「43」の
資産を取得した場			欄の金額(当該金額が同表
合の課税の特例			「49」の欄の金額を超える
			場合には、同欄の金額)
	第65条第3項において準	00546	法規別表十三(四)「25」の
	用する第64条第1項又は		欄の金額(当該金額が同表
	第9項		「27」又は「30」の欄の金
			額を超える場合には、これ
			らの欄の金額)
	第65条第3項において準	00547	法規別表十三(四)「33」の
	用する第64条の2第1項又		欄の金額(当該金額が同表
	は第2項		「36」の欄の金額を超える
			場合には、同欄の金額)
			· ·

	第65条第3項において準	00548	法規別表十三(四)「25」の
	用する第64条の2第7項に		欄の金額(当該金額が同表
	おいて準用する第64条第		「27」又は「30」の欄の金
	1項又は第65条第3項にお		額を超える場合には、これ
	いて準用する第64条の2		らの欄の金額)
	第8項において進用する		
	第64条第9項		
	第65条第10項	00582	法規別表十四(六)「18」の
	37003(3710 3	00002	欄に「換地処分等」と記載
			した資産の同表「14」の欄
			の金額
収用機地等の場合	第65条の2第1項、第2項若	00217	送規別表十(五)「22」の欄
の所得の特別控除	より3米リン第1項、第2項石 しくは第7項又は租税特	00217	伝規別表下(五) 122 J の側 の金額
の別付きの特別配除	別措置法施行令第39条の		の金額
	別信直伝施行守第39条の 3第6項		
特定土地区画整理	第65条の3第1項	00218	法規別表十(五)「37」の欄
事業等のために土	9500 X 0 7 0 95 1 75	00210	の金額
地等を譲渡した場			の一世報
合の所得の特別控			
除			
特定住宅地造成事	第65条の4第1項	00358	法規別表十(五)「42」の欄
業等のために土地	3100 X v > 1311 - 30	00000	の金額
等を譲渡した場合			0.0 平村
の所得の特別控除			
農地保有の合理化	第65条の5第1項	00220	法規別表十(五)「47」の欄
のために農地等を	343434-34		の金額
譲渡した場合の所			- 35 804
得の特別控除			
特定の長期所有土	第65条の5の2第1項	00221	法規別表十(五)「52」の欄
地等の所得の特別			の金額
控除			
特定の資産の買換	第65条の7第1項若しくは	00549	法規別表十三(五)「20」の
えの場合等の課税	第9項又は第65条の9(第6		欄の金額(当該金額が同表
の特例	5条の7第1項の表の第1号		「26」の欄の金額を超える
	イ又はロ)		場合には、同欄の金額)
	第65条の7第1項若しくは	00550	
	第9項又は第65条の9(第6		
	5条の7第1項の表の第1号		
	/\)		
	第65条の7第1項若しくは	00363	
	第9項又は第65条の9(第6		
	5条の7第1項の表の第2		
	号)		
	97		l

	第65条の7第1項若しくは	00422	
	第9項又は第65条の9(第6		
	5条の7第1項の表の第3		
	号)		
	第65条の7第1項若しくは	00364	
	第9項又は第65条の9(第6		
	5条の7第1項の表の第4		
	号)		
	第65条の8第1項若しくは	00553	法規別表十三(五)「36」の
	第2項又は第65条の9(第6		欄の金額(当該金額が同表
	5条の7第1項の表の第1号		「38」の欄の金額を超える
	イ又はロ)		場合には、同欄の金額)
	第65条の8第1項若しくは	00554	
	第2項又は第65条の9(第6		
	5条の7第1項の表の第1号		
	ハ)		
	第65条の8第1項若しくは	00369	
	第2項又は第65条の9(第6		
	5条の7第1項の表の第2		
	号)		
	第65条の8第1項若しくは	00423	
	第2項又は第65条の9(第6		
	5条の7第1項の表の第3		
	号)		
	第65条の8第1項若しくは	00370	
	第2項又は第65条の9(第6		
	5条の7第1項の表の第4		
	号)		
L	**		I

	第65条の8第7項において 準用する第65条の7第1項 若しては第65条の8第3項 において準用する第65条 の7第9項若得しくは第65条 の9又は所発法等の一部を改正する等の法律 (平成29年法律第4号)第1 会をの規定による改正は、で成29年におびには、で成29年において「平成29年において「平成29年に措置法」という。) 第65条の8第7項において準用する平成29年に指置法第65条の7第9項者しくは平成29年に指置法第65条の8第7項において準用する平成29年に指置法第65条の7第9項者しくは平成29年に指置法第65条の7第9項者とくは平成29年に指置法第65条の7第9項者とくは平成29年に指置法第65条の7第9項者とくは平成29年に指置法第65条の	00557	法規別表十三(五) 「20」の 欄の金額(当該金額が同表 「26」の欄の金額を超える 場合には、同欄の金額)
特定の交換分合に より土地等を取得 した場合の課税の 特例	第65条の10第1項又は第4 項	00260	法規別表十三(六) 「13」の 欄の金額(当該金額が再表 「18」の欄の金額を超える 場合には、同欄の金額)又は 同表「20」の欄の金額(当該 金額が同表「25」の欄の金 額を超える場合には、同欄 の金額)
特定普通財産とそ の隣接する土地等 の交換の場合の課 税の特例	第66条第1項又は第4項	00265	法規別表十三(七) [13] の 欄の金額(当該金額が同去 [18] の欄の金額を起える 場合には、同欄の金額(到文は 同表 [20] の欄の金額(当該 金額が同表 [25] の欄の金 額を超える場合には、同欄 の金額(
技術研究組合の所得の計算の特例		00373	法規別表十三(八)「5」の欄 の金額(当該金額が同表「7」 の欄の金額を超える場合に は、同欄の金額)
特定の基金に対す る負担金等の損金 算入の特例	第66条の11第1項	00374	法規別表十(七)「27」の欄 の金額

	r.,		F
特定投資運用業者 の役員に対する業 績連動給与の損金 算入の特例	第66条の11の2第1項	00673	法規別表十(七)「31の計」 の欄の金額
最大の行例 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等 所金の損金算入等 の特例	第66条の11の3第1項	00393	法規別表十四(二)「26」の 欄の金額
	第66条の11の3第2項(特 定非営利活動促進法(平 成10年法律第7号)第2条 第3項に規定する認定特 定非営利活動法人(以下 この表において「認定特 定非営利活動法人」とい う。))	00394	法規別表十四(二)「42」の 欄の金額のうち「寄附先又 は受託者」の欄に認定特定 非営利活動法人の記載があ るものの合計額
	第66条の11の3第2項(特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する特別認定特定非営利活動法人(以下この表において「特例認定特定非営利活動法人人」という。))	00424	法規別表十四(二) 「42」の 欄の金額のうち「寄附先記 は受託者」の欄に特例記定 特定非営利活動法人の記載 があるものの合計額
銀行等保有株式取 得機構の欠損金の 損金算入の特例	第66条の11の4第1項	00686	法規別表七(一)「4」の欄の 金額のうち、当該事業年度 開始の日の10年前の日前に 開始した事業年度に係るも のの合計額
	第66条の11の4第2項	00687	法規別表七(一)「4の計」の 欄の金額
特定事業活動として特別新事業開拓	第66条の13第1項第1号	00656	法規別表十(六)「12」の欄 の金額
事業者の株式の取 得をした場合の課 税の特例	第66条の13第1項第2号	00698	法規別表十(六)「13」の欄 の金額
社会保険診療報酬 の所得の計算の特 例	第67条第1項	00485	法規別表十(七)「6」の欄の 金額
特定の医療法人の 法人税率の特例	第67条の2第1項	00395	法規別表一「1」の欄の金額
農地所有適格法人 の肉用牛の売却に 係る所得の課税の 特例	第67条の3第1項	00376	法規別表十(七)「22」の欄 の金額
転廃業助成金等に 係る課税の特例	第67条の4第1項	00274	法規別表十三(九)「8」の欄 の金額(当該金額が同表「7」 の欄の金額を超える場合に は、同欄の金額)
	第67条の4第2項又は第3 項	00275	法規別表十三(九)「13」の 欄の金額(当該金額が同表 「15」の欄の金額を超える 場合には、同欄の金額)

	第67条の4第4項又は第5 項	00276	法規別表十三(九)「17」の 欄の金額(当該金額が同表 「18」の欄の金額を超える 場合には、同欄の金額)
	第67条の4第9項において 準用する同条第2項又は 同条第10項において準用 する同条第3項	00559	法規別表十三(九)「13」の 欄の金額(当該金額が同表 「15」の欄の金額を超える 場合には、同欄の金額)
中小企業者等の少 額減価償却資産の 取得価額の損金算 入の特例	第67条の5第1項	00277	法規別表十六(七)「8」の欄 の金額
特定株式投資信託 の収益の分配に係 る受取配当等の益 金不算入の特例	第67条の6第1項	00278	法規別表八(一)「28」の欄 に「特定株式投信」と記載 した銘柄の同表「33」の欄 の金額の合計額
保険会社の受取配 当等の益金不算入 の特例	第67条の7第1項	00583	法規別表八(一)「4」の欄の 金額(同項に規定する保険 業を行うものが適用を受け る金額に限る。)
特定目的会社に係 る課税の特例	第67条の14第1項	00396	法規別表十(八)「13」の欄 の金額
投資法人に係る課 税の特例	第67条の15第1項	00397	法規別表十(九)「11」の欄 の金額
特定目的信託に係 る受託法人の課税 の特例	第68条の3の2第1項	00398	法規別表十(十)「16」の欄 の金額
特定投資信託に係 る受託法人の課税 の特例	第68条の3の3第1項	00399	法規別表十(十)「33」の欄 の金額

の特別
5 前号の場合において、法人が、法人税申告事の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち注規別表一及び別表一の二(以下この号において「別表一等」という。)に定めるものの記載について、別表一等の書式に代え、特例別表(地方法人税法施行規則(平成20年財務省令第22号)第19条第2項の規定により国投庁宣方が同項に規定する記載機を付起した別表一等をいう。以下この号において同じ、)の書式によったときは、前号の表の適用類の欄に規定する別表一等の各欄に相当する特例別表の各欄の金額を「適用額」の欄に、それぞれ記載すること。